

## 第5回日野町議会定例会会議録

平成30年9月14日（第3日）

開会 9時00分

散会 16時21分

### 1. 出席議員（14名）

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 堀 江 和 博 | 8番  | 蒲 生 行 正 |
| 2番 | 後 藤 勇 樹 | 9番  | 富 田 幸   |
| 3番 | 奥 平 英 雄 | 10番 | 高 橋 涉   |
| 4番 | 山 田 人 志 | 11番 | 東 正 幸   |
| 5番 | 谷 成 隆   | 12番 | 池 元 法 子 |
| 6番 | 中 西 佳 子 | 13番 | 對 中 芳 喜 |
| 7番 | 齋 藤 光 弘 | 14番 | 杉 浦 和 人 |

### 2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

### 3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 町 長     | 藤 澤 直 広 | 副 町 長     | 高 橋 正 一 |
| 教 育 長   | 今 宿 綾 子 | 総務政策主監    | 西 河 均   |
| 教 育 次 長 | 望 主 昭 久 | 総 務 課 長   | 藤 澤 隆   |
| 企画振興課長  | 安 田 尚 司 | 税 務 課 長   | 増 田 昌一郎 |
| 住 民 課 長 | 澤 村 栄 治 | 福祉保健課長    | 池 内 潔   |
| 子ども支援課長 | 宇 田 達 夫 | 長寿福祉課長    | 山 田 敏 之 |
| 農 林 課 長 | 寺 嶋 孝 平 | 商工観光課長    | 福 本 修 一 |
| 建設計画課長  | 高 井 晴一郎 | 上下水道課長    | 長 岡 一 郎 |
| 生涯学習課長  | 日 永 伊久男 | 会 計 管 理 者 | 福 本 喜美代 |
| 学校教育課参事 | 山 添 美 実 | 住 民 課 参 事 | 柴 田 和 英 |

### 4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 山 添 昭 男 | 議会事務局主任 | 菊 地 智 子 |
|--------|---------|---------|---------|

## 5. 議事日程

### 日程第 1 一般質問

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 8 番   | 蒲生 | 行正君 |
| 1 1 番 | 東  | 正幸君 |
| 1 番   | 堀江 | 和博君 |
| 7 番   | 齋藤 | 光弘君 |
| 6 番   | 中西 | 佳子君 |
| 1 2 番 | 池元 | 法子君 |
| 5 番   | 谷  | 成隆君 |
| 1 3 番 | 對中 | 芳喜君 |

## 会議の概要

－開会 9時00分－

**議長（杉浦和人君）** 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

**議長（杉浦和人君）** ご着席下さい。

ただいまの出席議員は、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** 皆さん、おはようございます。

それでは、一般質問通告書に基づきまして、今日までと同様に、今回も分割方式にて質問を行わせていただきます。

本題に入ります前に、まずもって、6月議会、6月14日の一般質問日以降、我が国日本の各地が、我が滋賀県が、そして、我がまち日野町においても、自然災害に見舞われました。6月18日に発生した大阪北部地震、6月29日に発生した米原市の竜巻、7月5日からの活発な梅雨前線による平成30年7月豪雨により、広島県、愛媛県、岡山県を中心に、川の氾濫や土砂崩れによる深刻な水害、8月23日の台風20号による風水害、9月4日には台風20号を上回る、昭和34年9月26日の伊勢湾台風以来とも言われ、また、平成6年9月29日の台風26号以来25年ぶりの強さと言われた台風21号の暴風雨が近畿地方を中心に大きな被害をもたらしました。

我がまち日野町においても、9月12日現在で396件もの被害を受けました。昭和34年9月26日の伊勢湾台風の被害は、私がこれまで体験した限りでは、日野川の氾濫、倒木による家屋被害等々、最大の被害を受けた台風でありました。平成6年9月29日の台風26号、このとき私は役場の管財の責任者でもあります企画財政課長でありました。当時の災害対応体制は総務課と建設課が受け持っており、私は自宅待機でありました。当時の総務課長は橋本久雄さん、総務係長は竹村美佐子さんでありました。夜、台風が一番強いとき、竹村さんより、役場3階と4階の東側の町長室、議会委員会室等が東側からの強い風雨により雨漏りしているとの連絡があり、激しい風雨で前方がよく見えず、しかも、車その風であおられ、前進すら困難、そのような中、どうなるかと思われる中、どうにかこうにか役場に駆けつけたところでございます。このとき、もう二度とこのようなときには車に乗らないと誓ったところでございます。今も4階の議会委員会室、第2委員会室に残ります多くのシミは、

このときのシミであります。なお、現在の災害対応体制は、平成7年1月17日の阪神淡路大震災を経て見直されてきた体制であります。

少し横道にそれてしまいました。そして、9月6日には、震度7の北海道胆振東部地震が発生しました。

6月から今日までのこれらの多くの自然災害により犠牲になられた方々のご遺族に衷心より哀悼の意を表します。また、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、全国の被災各地の早期復旧と、被災された方々が普段の日常生活をより早く取り戻すことができますよう、心からお祈りを申し上げます。

前置きはこの辺までにいたしまして、通告書に基づきまして一般質問に入らせていただきます。

今回の一般質問は、明日15日が老人の日であり、15日から21日までが老人週間ありますことから、タイムリーな質問としての、人生100年時代に向けてと、前回に予告いたしておきましたマイナンバー制度を取り上げることとさせていただきます。このため、30回目となりました私の一般質問で、初めて役場1階の課のみへの質問となりました。私は現在の役場1階の課の職務は、福祉課長に2カ月間在籍したのみで経験が最も浅く、極端に浅く、最も不得意とする分野でありますので、私に理解できる、分かりやすい答弁を冒頭に求めておきます。

それではまず、第1問目の質問、人生100年時代に向けてについてお伺いをいたします。

今月9月には国民の祝日に関する法律第2条に定める敬老の日があり、先ほど申し上げましたとおり、明日15日が老人の日であり、15日から21日までの老人週間もあります。また、9月は健康増進普及月間でもあります。明治・大正時代、日本人の平均寿命は40歳代前半でありました。男女ともに50歳を超えたのは昭和22年であります。まさにこの時代までは、安土桃山時代に織田信長公が言われたとおり、人生50年の時代でありました。平均寿命が男女ともに後期高齢者の75歳を超えたのは、昭和61年であります。

近年よく人生80年と言われてきましたが、平均寿命が男女ともに80歳を超えたのは5年前の平成25年であります。平成29年の日本人の平均寿命は、女性が世界2位で87.26歳、男性が世界3位で81.09歳となりました。男女ともに6年連続の伸びとなり、ともに過去最高を更新いたしました。このように私たちの寿命は延び続け、今では人生90年に手が届こうとしています。人生100年も夢ではなくなってまいりました。

長寿福祉課の山田課長にお聞きいたしましたところ、日本の最高齢者は福岡県にお住まいの明治36年7月2日お生まれの115歳の女性であります。男性の最高齢者は北海道にお住まいの明治38年7月25日お生まれの113歳の方であります。滋賀県での

最高齢者は彦根市にお住まいの明治38年11月3日お生まれの112歳の女性であります。男性の最高齢者は高島市にお住まいの明治42年10月29日お生まれの108歳の方であります。

日野町での最高齢者は西大路2区、水落町にお住まいの明治44年2月26日お生まれの107歳の女性であります。男性の最高齢者は残念ながら100歳に届かず、十禅師にお住まいの大正8年9月3日お生まれの99歳の方であります。日野町には昨日現在、100歳を超える方が、先ほど山田課長に確かめたのですが、全て女性で18名おられます。この100歳を超える18名の方のうち、14番目が高橋議員のお母さん、15番目が私の母親であります。

一方、このように人生が延びるとともに、長い人生、いつまでも元気に、介護を受けたり寝たきりになったりせず、自立した日常生活を送れる期間、健康寿命を延ばすことが必要であります。平均寿命と健康寿命との差をどれだけ詰められるかが大きな課題であります。

厚生労働省の平成27年都道府県別生命表と市町村別生命表では、全国の平均余命と健康寿命の1つであります平均自立期間は、男性が80.79歳と79.29歳、女性が87.05歳と83.77歳であります。滋賀県では、男性が81.79歳と80.23歳で、女性が87.62歳と84.20歳であります。日野町ではと申しますと、男性が81.50歳と80.03歳、女性が87.55歳と84.21歳であります。

そこでお伺いをいたします。

第1点目、昨年12月13日に厚生労働省が発表した平成27年の都道府県別平均寿命では、滋賀県の男性が81.78歳で初の1位に、女性が87.57歳で前回の12位から一挙に順位を8つ上げ4位でありました。大変喜ばしい限りであります、このことに関しての町の見解をお伺いいたします。

第2点目、滋賀県の平均寿命と平均自立期間は全国のトップクラスであります、平成28年度に厚生労働省が発表した都道府県別健康寿命ランキングでは、滋賀県の男性が72.30歳で16位、女性は74.07歳で42位と下位でありました。この違いを、冒頭に申し上げましたとおり、誰にでも私にもよく理解できるよう、分かりやすくお教えてください。

第3点目、滋賀県内の市町における日野町の平均余命と平均自立期間の順位は、男性が17位と14位の下位に位置し、女性は9位と11位の中位に位置しております。このことに関しての町の見解をお伺いいたします。

第4点目、日野町の決算資料を見るに、国民健康保険特定健診受診率が平成28年度の24.8パーセントから平成29年度には近年の最高値36.5パーセントへと大幅にアップいたしております。平成30年度からは受診者におさんぽカード50ポイント加点引きかえ券が配られており、受診率がさらにアップすると思われます、町の見解

をお伺いいたします。

第5点目、6月に行われました滋賀県知事選挙の三日月知事の選挙公約の柱は、「みんなでつくろう！健康しが」でありました。町における人生100年時代に向けての今後の健康増進の取り組みについて、お伺いをいたします。

以上、第1問目の質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** おはようございます。

蒲生議員から人生100年時代に向けてと題して質問をいただきました。

9月は敬老月間ということでございまして、この間、各地区において敬老会の開催もいただいております。それぞれ実行委員会を開催いただき、温かい敬老会を開いていただいていることは大変ありがたい限りであると、このように思っております。また、公民館単位で行われないところにつきましては、それぞれの集落単位等で、また身近な敬老会を開催いただいておりますということで、これもありがたいことであるというふうに思っております。

さらに、日野町では9月になりまして、90歳に到達された方と95歳以上の方を町三役や社会福祉協議会の役員の皆さんと訪問をさせていただいて、お祝いをしたところでございまして、この9月、敬老のことが、長寿のことが喜べるような状況をつくる、さらにそういう社会の実現に向けて努力しなければならないものと、このように思っております。

また、100歳到達、18名ということで、蒲生議員や高橋議員のご家族もそういうことで大変おめでたく思うわけでございます。毎年、10名程度の方が100歳に到達されるわけでございまして、大体これぐらい、18名前後でずっと推移しているのが現状でございまして、おっしゃるように、大変長寿社会になったなという実感をいたしております。

そうした中で、滋賀県の平均寿命が全国で1位、女性が4位となったことでございまして、長寿県ということで、これは大変うれしい、喜ばしい結果であると、このように思っております。県がこの状況を分析したところでございますが、喫煙者の数が全国で一番少ないということや、1日に2合以上飲酒をする方が少ないということ、スポーツをする人が多いということ、学習、自己啓発、ボランティアをする人が多いということが要因というふうに分析をされておりますし、また、失業者が少ないことや県民所得が高いことなど、健康を保つ環境が整っていることが要因ではないかと、このように分析をされているところでございます。

なかなか健康で長寿を迎えるということは難しい部分もありまして、そういう意味では、日ごろのそれぞれの地域や家庭での健康管理が大切であるというふうに思いますが、さらに、介護サービスをはじめとした取り組みも大変大事になってきて

いると、このように思っております。

次に、健康寿命の数値の違いについてでございますが、健康寿命につきましては、日常生活動作が自立している期間として、要介護2から5の状態になるまでの期間で算出する方法と、国民生活基礎調査における「健康と感じているか」との質問に対する個人の主観的な感覚から算出する方法がございまして、データに基づく要介護の期間等に基づく健康寿命という客観的データの部分で算出する部分と、自分が健康と感じているかという主観的な部分とのデータの差によって、健康寿命による差が生じるというふうに思っております。

次に、町健康課題として考えた場合についてでございますが、県と比較しますと、女性の高血圧および肥満指数が高いことがあります。男性の場合、喫煙者、毎日の飲酒者の割合が県平均よりも高いということ、男女とも運動習慣のない人の割合が高い、こういうことが主な要因ではないかと、こういうふうに考えるわけでございますが、そうしたことから日野町のランキングというのは平均もしくはもう少し下位ということになっているのではないかと思います。

次に、決算資料における特定健診の受診率についてでございますが、27年度と28年度につきましては、治療中の患者の情報等を算入しておらないところでございまして、平成29年度はそれも含めて情報をオンをしたということで、結果として受診率が大きく変わったということでございます。

また、今年度からおさんぽカードの50ポイント加点引きかえ券の制度をやっておりますが、今年度の集団検診が半分程度終了した段階でございます。事業が終わった段階でアンケート結果等を分析したいと思っております。

次に、健康増進の取り組みでございますが、健康推進員の皆さんをはじめ、地域の方々と連携して、減塩、野菜350グラム摂取の推進、特定健診・がん検診の受診率の向上など、地道な活動により生活習慣病の発症予防、重症化予防を図りたいと考えております。

健康づくりと申しますのは、長いスパンの中で生きてくるものというふうに思いますので、やはり健診をしっかりやること、さらに、食生活をきちんととること、そして、運動も適度に行うということ、また、地域の中で自分の生活を通じて、やりがいと申しましょうか意欲と申しましょうか、そういうことが発揮できるような地域のつながりをつくっていくこと、こういうことなどを全体として一步一步といまひまひま、しっかりと進めていくことが大事であると思っております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** それでは、再問を行わせていただきます。

第1点目につきまして、私は滋賀県の見解をお聞きいたしているのではございません。町としての、町における見解をお伺いいたしているのではございません。質問通

告に沿ってお答えいただきたいと、かように存じます。そこで、再度、町の見解をお伺いいたします。

なお、滋賀県は、先ほど町長も申されましたが、滋賀県民の長寿の要因を、健康な生活習慣を持つ人が多く、それを支える生活環境が整っているからと分析をなされています。私は、日野町では町や日野記念病院の保健師や管理栄養士による町民への熱心な保健指導、生活改善指導、栄養指導が進んでいるからではないかと考えております。そこで、2つには、さらなる指導の推進についての町の意気込みをお伺いいたします。

第2点目について、私は介護認定が緩やかな都道府県や医療機関とリハビリ施設と介護施設が充実している都道府県によるものの差ではないかと考えております。介護認定が緩やかだから健康上問題とされ、介護度2以上となり、医療機関とリハビリ施設と介護施設が充実しているから重症化しない。このように考えると、医療機関とリハビリ施設と介護施設のさらなる充実が求められますが、町のお考えをお伺いいたします。

第4点目について、私は去る7月24日に地元の西大路公民館で特定健診を受診したのですが、その場に必佐地区の友人が受診に来ておられましたので、わざわざ必佐地区から西大路までどうしてとお尋ねいたしましたところ、林業センターでの受診を忘れていたら電話が何度もかかってきて受診を促されたので、寄せていただいたということでございました。このように、保健センターでは本当に熱心に受診勧奨を行っておられます。受診勧奨の効果のほどはどの程度あるのか、お伺いをいたします。

以上、第1問目の再問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** おはようございます。ただいま、第一問目として県の見解ではなく町の見解をということで再問いただきました。

実は、この滋賀県が1位になったということに関して、町が具体的に滋賀県の1位に対する検証を行ったかどうかということら辺だと思えますけれども、実は町として滋賀県の1位の検証をいたしておりません。ただ、町としては、滋賀県が1位であるのに対して、日野町の、先ほど言われたようにランクが少し低いんじゃないかということら辺に関しましては、保健センターを中心に、原因はどういうことなのかなということを調査をしているところです。

ただ、調査といいましても、具体的に言いますと、昨年策定しましたデータヘルス計画というものがあるんですけれども、日野町の健康課題というのがそもそもありまして、これは男性女性を問わずということもあるんですけれども、日野町の健康課題はこういうところにあるのではないかなということら辺が示されています。

そこら辺が県との違いであるのかなというふうに私どもは思っております、やはり、脳梗塞であるとか心臓の病気であるとか血管の病気が日野町は比較すると多いということも分析の中ではありますので、それらに対してどうアプローチしていくのかということら辺をデータヘルス計画の中でうたっているところでございます。

したがって、県の見解に対する町の分析はということ具体的にはしておりませんが、データヘルス計画に基づいて地道に行っていくということが大切なことと思っております。

保健師が進んで健康指導・相談をしているということをご評価いただきましてありがとうございます。今後の意気込みということでありますけれども、これも特効薬としてどれが一番いいのかと言われると、なかなか難しいところがありますけれども、おっしゃっていただいたとおり、健診を受けていただく、これが第一歩でございます、これによってご自身の健康状態をご自身が知っていただく。このことに関して、不安であるとか、どうしたらいいのかなということら辺をもしお考えでしたら、保健センターの保健師なり栄養士にご相談いただく。自分の生活習慣を見直していただく。そのことをこつこつと積み重ねることが健康の第一歩かなというふうに思いますので、これからも保健相談等には懇切丁寧に答えていきたいなというふうに考えております。

それと、7月24日に特定健診をお受けいただきまして、ありがとうございます。受診勧奨をかなりやっているのではないかとということでございます。お見込みのとおりに、お葉書を出して受診をしていただくということはなかなか難しゅうございまして、受診日、この日はどうですかねというような個別のお電話を差し上げることによって、お見えになっておられます。ただ、それが電話をしたから受診に行くんやという方が、どれだけ、どういうふうに傾向としてあるのかということら辺は、今、詳しくはつかんでおりませんが、ただ、受診率を伸ばすということに関していえば、お電話を差し上げたり再度受診勧奨をしたりということを重ねてやっておりますので、これは今後とも続けていきたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 長寿福祉課長。

**長寿福祉課長（山田敏之君）** 皆さん、おはようございます。ただいま蒲生議員から、人生100年に向けまして、施設が充実している、そういった部分についても長寿に影響しているのではないかと、この辺で再質問をいただきましたのでお答えをさせていただきます。

確かに、人口規模の割にいたしまして、日野町の場合には特別養護老人ホーム等の施設が充実していることは事実でございます。その分、皆様方に保険料の部分でもご負担をいただいている部分もあるわけでございますけれども、そうした施設の充実という部分とあわせまして、給付費につきましては、高齢者の人口そのものが

増加していく中で、今後、増加傾向になることは一定やむを得ないものであらうというふうに考えておりますけれども、その増加をどのように抑えていくかということがより重要になってくるというふうに考えておまして、健康寿命が長くて平均寿命も長く、その差が短ければ、議員おっしゃいましたように、生涯にわたり、より健康な生活を送っていただける期間が長くなるわけでございます。

その差をいかに縮めていくかが給付費を抑えていくものにつながるというふうに考えておりますので、そのためには、高齢者お一人お一人ができるだけ地域でより長く健康で過ごしていただけるような取り組みを進めていくということでございまして、現在、地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国的にも取り組んでいるというようなところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8 番（蒲生行正君）** それでは、再々問を行わせていただきます。

それぞれ課長からお答えいただきまして、積極的な取り組みをいただいているのかなと、こういうふうに感じるところでございます。また、健康寿命を延ばすということが大切であると、こういうふうに思います。

去る5月29日でございますが、全国町村議会議長会用務のため杉浦議長が東京出張をなされましたので、議長にかわりまして公益社団法人日野町シルバー人材センターの平成30年度定時総会に出席をさせていただきました。そのときの来賓祝辞の中で、私は次のようなエピソードを申し述べたところでございます。

数年前の高校の同級会の席でのある同級生の近況報告の中で、定年退職後の昨今は、「きょうよう」と「きょういく」に励んでいると述べられました。定年退職で暇になったので、カルチャースクールや図書館通いに精を出しているのかと思いきや、今日は用がある、今日も行くべきところがあるということでありました。なるほど、私たちは自分の存在が必要とされることが生きる意味の基本となります。用があつて行かねばならないという思いは、ほかから必要とされていることでもあります。「きょうよう」と「きょういく」は人をいきいきとさせます。シルバー人材センターは高齢者の「きょうよう」と「きょういく」の創出であり、社会参加、居場所ではないでしょうかと、このようにご挨拶の中で申し上げました。

私は人生100年時代に向けて、シルバー人材センターの果たす役割は生活環境上、大きいと考えております。このことに関しての町の見解をお伺いいたします。

以上、第1問目の再々問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** おはようございます。蒲生議員から再々問をいただきました。シルバー人材センターの総会には私も出席をさせていただきまして、副議長のご挨拶もお伺いをさせていただいたところでございます。

シルバー人材センターにあっては、現在、355名さんほどの登録の方々がおいでになります。労働力、日野町は製造の工場さんが非常に多くございまして、企業さんからのオーダーであったり地域からのオーダー、そして、農業者からのオーダーということで、たくさんのご依頼があるということも伺っておりますし、先日の理事会の方でも、昨年並みに契約なり委託の方も進んでいるという状況もお伺いしております。

そういう中でやはり最近の課題といたしましては、シルバー人材センターへの会員登録につきましては頑張って人材センターの方も取り組んでいただいているわけですが、なかなか増減はあるものの現状を何とか維持していけるという状況にあるということは伺っております。ただ、社会的なニーズといたしましては非常に高まっていることもシルバー人材センターも行政の方も認識をしておりますので、引き続きまして人材確保に向けて、登録していただける会員さんを増やしていくことで、やはりシルバー世代の方々がいきいきと、そして、社会からやはり期待をしていただいて、いきいきと働き続けられる社会をつくっていく、その一翼をシルバー人材センターが果たす役割は非常に大きいのかなというふうに思っておりますので、引き続き町の方もシルバー人材センターとともに、会員拡大、そして需要の拡大に向けて取り組んでいきたいなと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8 番（蒲生行正君）** もう質問はできませんので、最後に要望を1ついたします。

健康寿命の延伸に向けて、一過性に終わることなく、持続可能な取り組みを今後もよろしく願いまして、次の質問に移ります。

それでは、続いて、通告書2つ目の質問を行わせていただきます。2つ目の質問は、マイナンバー制度について伺いをいたします。

マイナンバー制度は、日本国内に住民票がある全ての人に12桁の番号を割り当て、税や社会保障の情報を一元的に管理する仕組みであります。平成25年5月に関連法が成立し、平成28年1月から、マイナンバーカード、個人ナンバーカードの交付が始まっております。平成30年7月1日現在のマイナンバーカード交付率は、全国が11.5パーセント、滋賀県が11.2パーセント、日野町は残念ながら県下19市町の中で多賀町とともに最下位の6.6パーセントであります。また、3月1日時点から7月1日時点までの4カ月間の交付伸び率も、県下最下位の0.3パーセントでしかありません。

そこでお伺いをいたします。

第1点目、滋賀県下19市町の中で最下位の交付率。3月1日時点から4カ月間の伸び率も最下位。この低さについて町はどのように認識され、どこに問題があるとお考えなのか、見解をお伺いいたします。

第2点目、平成27年11月の日野町民に対しましてのマイナンバー通知から今日まで、町は交付率向上に向けて、この間どのような取り組みをなされてきたのか、お伺いをいたします。

第3点目、平成28年7月15日から始まりましたマイナンバーカードを活用した住民サービスの1つでありますコンビニ交付サービスの利用状況をお伺いいたします。

第4点目、滋賀県下19市町の中で最上位の交付率14.9パーセントの草津市では、町内会や老人クラブにも出向き、申請書の記入方法を説明したり、カードに必要な顔写真を無料で撮影したりされております。全国の市・特別区の中で最も高い交付率を誇る宮崎県都城市では、母子手帳の内容をオンラインで見られるサービスや金融機関と連携して定期預金の金利を上げる特典などを設け、申請者を伸ばしておられます。交付率を上げるにはどのような取り組みが必要だと町が認識されているのか、見解をお伺いいたします。

以上、第2問目の質問といたします。明快な答弁を求めます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** マイナンバーカードについてご質問をいただきました。

日野町としては、広報やホームページなどで普及啓発に努めてまいりました。住民の皆さんの中には必要性を感じておられない方が多くあるものと考えております。また、紛失などによる個人情報の流出や悪用を心配されている方もあり、こうしたことなどからマイナンバーカードの交付があまり進んでないのではないかと考えております。

次に、今日までの交付率向上に向けての取り組みでございますが、全町民にマイナンバーの通知カードを発行されると同時に、マイナンバーカード取得の方法を、広報はもちろんのこと、ホームページでも紹介し、その後も、マイナンバーカードで身分証明になることや住民票等のコンビニ交付ができることなどを含め、カードの取得方法を繰り返し広報やホームページ、チラシ等で周知し、カードを必要とされる方や希望される方が取得できるよう取り組んでおるところでございます。

次に、コンビニ交付サービスの利用状況についてでございますが、平成28年7月15日からサービスを開始し、28年度は年度途中からですが、104枚を交付しました。29年度は166枚を交付しております。29年度における町内・県内・県外別の利用率は、町内が66.9パーセント、県内が30.7パーセント、県外が2.4パーセントとなっております。

マイナンバーカードの交付率を上げるにはどのような取り組みが必要と考えているのかということでございますが、町としては、マイナンバーカードに住民票等のコンビニ交付ができるという有効性をつけております。今後も引き続き、コンビニ交付や身分証明として必要な方がカードを取得できるよう、ホームページ等で周知

をしてまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8 番（蒲生行正君）** それでは、再問を行わせていただきます。

私も、お恥ずかしい限りではございますが、こうしてマイナンバーカード制度について質問をしている私自身、マイナンバーカード、個人番号カードをまだ取得をいたしておりません。

国では、マイナンバー制度の利点として行政の効率化や国民の利便性の向上を挙げておられます。しかしながら私自身は、印鑑登録証や運転免許証のように、なければ困るというものではないため、先ほどの町長答弁で、必要性を感じておられない方が多くあるものと考えますと、このお答えのとおり、私も必要性に迫られていないからであります。また、申請のためには顔写真が必要ですし、手間がかかります。手間がかかる割にカードを持つことのメリットが見えてこないためであります。

しかしながら、10年先を見据えますと、これからもっともっと利便性の向上が図られ、マイナンバーカードを持たなければならない時代、必要とする時代がやってくるものと考えられます。いずれは誰もが印鑑登録証や運転免許証のように持つ時代になるとすれば、早いか遅いかの違いとなってくるのかなと思います。

日野町も、滋賀県下19市町の中で最下位の交付率という汚名を返上するため、先進自治体のサービス特典を学ばれ、交付率の向上を図られるべきではないかと考えます。町のお考えをお伺いいたします。

以上、第2問目の再質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 住民課長。

**住民課長（澤村栄治君）** おはようございます。蒲生議員からマイナンバー制度についてご質問をいただきました。その中で、日野町の交付率が県下で一番低いと、最低であるということで、先進事例を見習って普及を図っていくべきというご質問をいただきました。

私どもの町として、ちょうど8月に彦根法務局と長浜法務局管内の市町が研修会で集まって、その中でどうしたら普及率が図っていけるのかなという意見交換をする場がございました。その中で、町についてはほとんどの町が広報だけが中心であるというようなところではございましたけれども、特に先進的に取り組んでおられるところだと、申請用の写真を無料で撮影するというようなお手伝いをしているところとか、ちょうどe-Taxの絡みもありましたので、確定申告の会場でe-Taxの利用促進も図りながら、その申請のお手伝いをするというような取り組みをなされているところがありました。

ちょうど通告をいただきまして、都城市さんの例も見ているんですけども、やはり交付率の高いところにつきましては、何らかのことはされているというのは事実

でございます。県内の中でも交付率が突出、大体、市で平均で11パーセント余りですけれども、甲賀市さんが14.5パーセント、草津市さんが14.9パーセントと市の中でも交付率が高いということで、直接、担当課長の方に電話をしまして内容を確認しました。

甲賀市の場合においては、もともと印鑑証明書の自動交付機がありまして、それは今まで市民カードでしか出せなかったのが、機械の更新がありまして、マイナンバーカードでないとできないということで、もともとその自動交付機の利用率が全交付数の4割程度だったと。各支庁に置いていますので。だから、そういう部分で、値段も確かに、窓口で交付を受けると300円のところが自動交付機を使ったら200円であったりとか、そういったところの中での利用率、いわゆる自動交付機の関係で甲賀市は交付率が高いのかなということもおっしゃっておられました。ちょうどこの自動交付機を更新する際に、市民カードをお持ちの方にマイナンバーカードに更新されたらどうですかという案内通知も送ったということで、甲賀市の交付率が伸びたというように聞いています。

草津市につきましては、昨年から申請受付ひろばということで、イベント会場とか地元に出向きまして、そうした中で申請の受け付けのお手伝い、デジタルカメラですか、それを持って申請のお手伝いをしているということと、あと、コンビニ交付と窓口の交付の手数料、それを100円の差を設けるとか金額の差を設けるとか、そういったことのお話を承りました。

町としましては、普及率を何でもかんでも上げるということではなく、例えば、今、マイナンバーカードの中で、身分証明書という機能もございますので、そういう身分証明書として必要な方、特に運転免許証をお持ちでない方とか、そういった方の申請の手続きができるようにできたらいいかなというように考えております。

**議長（杉浦和人君）** 蒲生行正君。

**8 番（蒲生行正君）** 澤村課長からお答えいただきました。何らかの方法をこれから講じるように考えていただきたいなと、かように思うところでございます。

再々問でございますが、確か昭和51年であったと、こういうふうに思っておりますが、印鑑登録証、印鑑登録カードの交付が始まりましたとき、当時の森田忠藏町長が登録カード交付第1号者となられたと、こういうふうに記憶をいたしております。町長自らが交付を受けることで、それを町民にPRされることで、その印鑑登録の制度をきちっと行き渡らせると、こういうところでございます。

藤澤町長、高橋副町長、マイナンバーカード、個人番号カードをお持ちでしょうか。まずお伺いをいたしたいと思います。また、まだお持ちでないようでしたら、今申しあげましたように、自らが交付を受けることで町民にPRされてはいかがでしょうか。お伺いをいたします。第2問目の再々問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 蒲生議員がまだ取得されてないというのを聞きまして、ほっといたしました。

ここに質問でありますように、マイナンバー制度は全ての国民に番号を振り当てて、税や社会保障の情報を一元的に管理する仕組みであります。まさに、いわゆる、国や自治体が国民の皆さんの税や社会保障の情報を一元的に把握するための制度であるわけでありまして、そのよしあしはおいといたとしても、それは行政側が住民情報をつかむための制度でこの番号は振られているわけでありますので、番号を振って管理しているということで、よいか悪いかは別にして、国は制度的にはもう完結といいましょうか、事をなしたのではないかというふうに思います。

ただ、蒲生議員おっしゃるように、10年先にはもっとこのカード使われている可能性があるから今から準備しておいた方がいいんじゃないかというのも、そういうご意見は妥当といいましょうか、そうかなというふうに思うわけですが、よくカードを普及するために、おさんぽカードと一緒にしたらどうやとか、いろんな上ついた議論が国の方でもされています。一方で、この番号が紛失したりすれば、いろんな情報にアクセスできるという危険性があるわけですので、あえて必要のない人がこのカードを持つ必要はないと。

私、ふと思うんですけれども、日野町は高齢化率が高うございます。ので、若い人たちが必要性もあって取得されるところの取得率は上がって、高齢者が多いところで必要のない方が持たれないというのは、ある意味では当然のことなのではないかというふうに思いますので、必要な方がしっかりと円滑に取得できる、このことが町としては大事な課題であると、こういうふうに思っております。

私は幸い免許証も持っておりますので、今これを取得する、住民票も役場へ毎日来ておりますので、コンビニ交付も必要ございませんので、もう少し様子を見ようかなと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 副町長。

**副町長（高橋正一君）** 蒲生議員の方から再々質問をいただきました。

マイナンバーカードにつきましては、私は昨年に取得をさせていただきました。企画の仕事をしていたときにさせていただいたということもあって、取得をさせていただいております。コンビニの方で時間外に、1回住民票をとったという経験がございます。

その普及の率を上げるということがどうかということについては様々なお考えがあると思いますけれども、国全体として税金を使ってマイナンバーカードを導入したわけでございますので、これがより有効に、税金の使い方としてなるような方向に向かって進んでいくということ自体は、やっぱり国全体としては必要なことか

なというふうに思っています。

**議長（杉浦和人君）** 8番、蒲生行正君。

**8番（蒲生行正君）** いつもの質問より大分短い時間で終わりそうでございます。議事進行がスムーズに行くのかなと、こういうふうに思いますが、もう質問はできませんので、最後に要望を1つさせていただきます。

マイナンバーカードの正しい知識が、町長も若干、知識がもう1つかなというふうに、今聞いていて思ったところでございますが、新しい知識をなお一層普及をされることと、きめ細やかに町民にPR、周知されること、また、マイナンバーカードの利用拡大、利便性が図られるような町としての取り組みを望みまして、今議会での私の一般質問を閉じることとさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 次に、11番、東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、通告に従いまして、2問ばかり分割にて質問させていただきます。

最初に、橋梁等の老朽化について、長寿命化についてでございます。大分前の話でございますけれども、2012年の12月に、中央高速道路笹子トンネルの天井板崩落事故以降、橋梁などのインフラの老朽化対策が本格化してまいりました。国土交通省はインフラ長寿命化計画を策定し、総務省においては各地方の自治体において公共施設等総合管理計画の策定を求められました。当町におきましても、昨年、説明を受けたところでございます。

一方、国土交通省は2014年に各都道府県に道路メンテナンス会議を設置せよということで、今後5年間の定期点検を求め、道路施設全体の点検、補修計画の作成や補修工事の進み具合等の調査をし、公表されることになり、5年に1度は行うことが義務づけられたところでございます。橋梁の定期点検が各市町村で進められているところであります。

昨年の新聞記事によりますと、全国では各自治体が管理している橋梁の老朽化が進んでいるということでもありますけれども、それに対して対策ができず、2,559件の橋が通行止めになっているという報道がありました。このように規制数が増えているにもかかわらず、財源上の理由で橋のメンテナンスができず、改修が進んでいないとなっております。米原市におきましても、緊急に処置が必要な橋を撤去されたとも、新聞に報道されておりました。

そこでお伺いいたします。

町内には、日野川、佐久良川、出雲川など、その他にかかる橋梁があり、管理者も国や県、町その他などあると思われましても、その点検結果、Ⅰは健全で構造物の機能に支障が生じていない、Ⅱにつきましては予防保全段階ということで、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいとされております。Ⅲは早期措置

段階ということで、Ⅳは緊急措置段階とされておりますが、それぞれの点検に基づく判定区分がどうであったのか、お伺いをいたします。

当町には、橋梁の長さが15メートル未満の橋梁が132橋、15メートル以上の橋が44橋あるとされております。5年に1度の定期点検が義務づけられていると聞きますけれども、建設計画課に専門職員がおられるのか分かりませんが、どのように継続されていかれるのか、お伺いをいたします。

また、建設から60年以上経過している橋梁もあるとされておりますけれども、どのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

また、農村地帯、中山間地でございますので、農道や林道等にかかる橋梁はどのように把握をされているのか、点検等はどのようにされるのか、お伺いいたします。

日常の点検や補修等の維持管理に要する予算的に財政上の負担はどのように措置されるのか、お伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 11番、東 正幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 橋梁の老朽化対策等についてご質問をいただきました。この間、イタリアでしたか、高速道路の橋梁が落ちるといような事件がありました。そういう意味では、日本の社会資本整備にかかわる審議会においても、笹子トンネルの事例ができたことを契機に、メンテナンスを大事にすべきだと、こういうことが国の審議会でも言われているところでございまして、あの当時は、社会資本整備審議会の答申の中で、いわゆる首長だとか議員だとか、そういう選挙で選ばれる者は新しい道をつくれとよく言うが、そうやなくてメンテナンスにかじを切れと、こういうことが国の審議会の中で言われ、国の国土交通省の職員が、こういう提言が出てますよということを言われ、私どもももう、あの道つくってくれと、この道つくってくれと、こういうふうに言っておりますので、その提言を聞いて、なかなか複雑な気持ちになったことを思い出すわけではありますが、やはりメンテナンスをしっかりやらないと、橋梁落下といようなことがあってはならない、このように思っております。

そうした中で、橋梁の点検でございますが、平成26年度から橋梁を順次、点検実施しておりまして、今年度で全て完了をすることでございます。133橋の点検を終え、判定結果は、Ⅰランクが78、Ⅱランクが44、Ⅲランクが11、Ⅳランクがゼロ、こういう状況でございます。

定期点検については、うちの建設計画課の職員もおりますが、公益社団法人滋賀県建設技術センターに発注をいたし、やっております、平成30年度以降も引き続き継続することといたしております。

次に、架設年度が古い橋梁についてでございますが、同様に定期点検の判定結果に基づく長寿命化修繕計画によって修繕を行っております。

農道や林道にかかる橋梁についてでございますが、農道台帳および林道台帳により把握しておりまして、農道にかかる橋梁は広域農道を含み11橋、林道にかかる橋梁は22橋でございます。広域農道については、平成25年度に滋賀県の事業によって耐震点検を実施されましたが、異常はございませんでした。他の農道や林道にかかる橋梁については、町の職員や関係者によって簡易な目視点検を行っております。

次に、町道橋梁の日常点検等の負担の話でございますが、日常点検は道路維持補修事業業務委託の中で目視点検を行っております。補修につきましては、社会資本整備総合交付金ならびに起債を活用し、対策工事を行っております。また、農道および林道にかかる橋梁は現在異常がないことから、維持管理費の予算計上はいたしておりません。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** いくつか再問をしたいと思います。

この点検でありますけれども、委託でされているということでもありますけれども、目視ということでもあります、どの程度までチェックされているのか。橋の通りとかあるいは高欄とか排水施設とかそこら辺だけだと思うんですけども、橋脚とか橋台とか、橋の裏面までもされておられるのか、そこら辺はどの程度まで点検をされておられるのか、そこら辺をお聞きしたいなと思います。

そして、今、Ⅱが44橋、Ⅲが11橋あるということでもあります、その修繕とか補修とかはもうほとんどできて、26年から5年で、今年度で終わるということでございますけど、まだ途中ありますけれども、このⅡもⅢもそこそこされておられるのか、修繕・補修についてどの程度終わっているのか、お聞きしたいと思います。

この定期点検についても、今後もされるということでもありますけれども、やはり5年に1度というふうになってくると、非常に費用もかかってくるんじゃないかなと思いますし、ⅠとかⅡとか、あるいはまた、補修されているところは今後もそうやって、5年に1回は点検されていかれるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

また、広域農道では耐震の点検もされているということでもありますけれども、耐震の点検までは、ほかの橋については、耐震についてはどのように点検されているのか、お聞きしたいなと思います。

それから、財政でありますけれども、起債とありますけれども、この起債の充当はあると思うんですけども、それに伴う交付税措置なんかもこれ全部されるのか、100パーセントされるのか、そこら辺がどうなのかをお聞きしたいなと思います。

それと、この計画表を見せてもらっておりますと、ここにも書いていますように、15メートル未満が132橋、15メートル以上が44橋、これは管理者は県とか国とか、そういうのも全部含まれて、日野町にあるものは全部含まれているのか。今までに点検されたのも、そういうことも国とかそういうところも全部されているのか、お聞

きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** おはようございます。東議員より再質問をいただきました。

まず、点検が目視やということで、どういう内容でどの程度の点検をしているのかということでございます。基本的には近接目視を基準として、必要に応じまして、触るであるとか打診音を確認するとかということと併用しております。点検につきましては、上部構造、下部構造、それからつなぎ目であるとか、総合的に目視を中心として点検しております。

次に、修繕の状況でございます。平成26年度から今回点検をしているわけなんですけれども、一応、長寿命化に伴う修繕工事の方につきましては、資料として26年度に3橋、27年度に4橋、29年度に2橋ということで、26年度以降につきましては9橋の修繕が終わっておるところでございます。また、今年度についても2橋の予定をしております。

次に、耐震の関係でございます。この関係につきましては、あくまでも長寿命化に伴う点検でございますので、耐震点検という項目についてはこの点検には含まれてございません。現在、耐震の点検については行っていないということになります。

今後の橋の修繕でございますが、これにつきましても、緊急度の高い箇所より実施をしておりますので、総合的に改修する橋については判断をしているところでございます。

起債を使つての工事ということでございまして、交付金等の算入はあるのかということでございますが、これについては算入をされています。

5年に1回の点検のサイクルでございますが、26年度から実施をしております、今年度で5年目になります。この点検につきましてはエンドレスに回りまして、平成26年度に点検した橋については、平成31年度、また次のサイクルの1年目で点検をしていきますので、それぞれの橋は5年に1回点検をするということになります。修繕の終わった橋についても同じように点検の方は実施していきますので、それぞれ、今、町にあります各橋については5年に1回点検が実施されるということになります。

基本的に、点検する橋につきましては町道にかかる橋ということでございますので、県道、国道の方の橋についてはそれぞれ県の方で実施をするということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** おはようございます。林道、農道にかかります目視点検ということでお答えの方をさせていただきたいと思います。目視点検につきましては、

字のとおり、目で見えて確認をするという格好になりますので、クラック、ひび割れであったり、コンクリート面が剥離をしているとか、そういうような部分で橋自体に影響が及ぼされるものかどうかという部分を目で見えて確認をしているというような状況でございまして、今のところでは橋に影響を及ぼすというような状況にはなっていないというところでございます。

広域農道につきましては、滋賀県の方で施工され、それを町が引き継いでいるという形でございまして、耐震診断の方も滋賀県の方で平成25年度でしていただいているという状況でございます。

ほかの農道橋につきましては、ほかのといえますか、農道台帳で管理しています農道橋につきましては、農道事業でかけられておる橋がございしますが、それについては、今のところ目視点検等をしている中で異常は見られませんので、耐震の点検という部分では今現在考えておらないという状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** それでは、日野町の管理している道路は日野町のその受け持ちだけやということでございますけれども、このⅡかⅢの中に国道とかそういうところはなかったのか、そこら辺はわかりませんか。国道にかかっている橋でもⅡとかⅢとかそういうなんがあったのではないかなと、こう思うんですけれども、そこら辺の把握はしておられるのか。県の管理とかその他の近江鉄道とか、そういうなんもあると思うんですけれども、そこら辺はもう全然タッチされないのか、お聞きしたいなと思いますし、起債について100パーセント措置率されるのか、そこら辺はどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 再々質問を頂戴いたしました。

基本的に、町道にかかる部分については把握しておるんですけれども、県道、国道についてはそれぞれ県の方での調査になりますので、その内訳等については持ち合わせてはおりません。

それから、起債の関係で充当が100パーセントなのかどうかということでございますが、これにつきましても、今、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答の方をさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** 国道とかそういったところは分からないということでございますけれども、何か表を見ておりますと、Ⅲが出てあったような気もいたしますのやけれども、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

1つ要望として、前の委員会にも一定お願いしたんですけれども、昨日も高橋議員の方から、竹藪とかそういうなんが河川に繁茂しているということで質問があり

ました。日野町はそうは雨に関しては被害が少ない方だと思うんですけども、やはり、近年あのような、1時間に80ミリとか100ミリになってきますと、河川も橋梁も危ないなという思いでございますので、やはり河川の流木とかそういうものについて、何年かに1回、清掃してもらわないと、これは橋梁が非常に危ない部分も出てきますので、ひとつまた、そこら辺の撤去についても要望していったほしいなと思っております。

それでは、次に、第2問といたしまして、T P P 11についてお尋ねしたいと思います。

環太平洋連携協定（T P P）をめぐっては、離脱した米国を除く11カ国による新協定、T P P 11が、昨年11月8日から10日にかけてベトナムのダナンで開催された閣僚会議で大筋合意したとしております。今年6月の国会では、あまり審議もされないまま強行批准をされているということでございます。

この新協定の名称は、包括的および先進的な環太平洋連携協定（C P T P P）とされております。11カ国のうち過半の6カ国以上が国内承認手続を完了すれば発効するのでありますけれども、この合意内容はどこがどのように違うのか、ほとんどが同じなのか。

また、昨年に大枠合意に達したとした日欧E P Aにおいても、また、日本とE Uとではどのようなになっているのか、伺いたいと思います。C P T P Pや日欧E P Aによる県や当町への影響についてお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** T P P 11について、ご質問をいただきました。

11カ国により大筋合意されたT P P 11は、米国が離脱する前の協定であるT P P 12のルールがそのまま引き継がれた新たな協定ですが、一部の項目が適用停止されることになります。適用停止されるのは知的財産分野を中心に、米国が強く主張した項目であり、米国不参加ではそれを維持する理由がないためとされております。

一方の日欧E P Aでございますが、合意によって日本は農林水産品についてはほぼT P P並みの関税削減や撤廃、工業製品については100パーセント関税撤廃とされ、E U側は農林水産品についてはほぼ全ての関税撤廃、工業製品については100パーセントの関税撤廃とされております。

これらの合意による県や町への影響ですが、県ではT P P 11と日欧E P Aによる県内農産物への影響試算が行われており、T P P 11では最大で年間3億8,000万円、日欧E P Aでは最大で年間6,000万円の影響があるとしております。町ではこのような試算は行っておりませんが、町内には畜産農家もあることから、関税の引き下げによる国内産牛肉や豚肉、生乳への影響が心配されると思っております。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** TPPに関してはずっと前から質問をしてまいりました。非常に残念でありますけれども、日本だけが批准したところでもございますし、もうこれはアメリカがしないということで、TPPに関してはもう廃案というのかそのように考えるわけでございますけれども、今回のTPP11でありますけれども、答弁によりますと、一部の項目が適用停止されることになりますということでありまして、その項目はどの程度なのか、何項目ぐらいが凍結されたのか、お聞きしたいなと思います。

滋賀県にとっては、影響が3億8,000万円ということでございますし、EPAでは6,000万円ということでございます。昨日の畜産クラスターにおいても、あれはTPPの関連事業だというような答弁もありましたし、やはりその点を思いますと、非常に影響が大きいかなと思いますので、その項目についても、どの程度凍結されているのか、お聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** TPP関連につきまして再質問をいただきました。

TPP11につきましては、米国が離脱いたしまして、それ以外の国で引き続いての包括的な協定を結ぶというようなことで、現在進められているところでございます。このTPP11につきましては参加国11カ国あるわけでございますが、そのうちの6カ国が批准されれば効力が発効というようなことの取り決めになっておるようでございます。

アメリカが抜けましたことで凍結をされた部分でございますが、主にアメリカに絡みます内容となつてございまして、いくつかあるわけでございますが、その中で申し上げますと、凍結項目一覧ということで書き出しがされておるわけでございますが、項目を幾つかだけ申し上げます。生物製剤データの保護であったり著作権等の保護期間、技術的保護手段、権利関係、衛星ケーブル信号の保護、インターネットサービスというような項目が挙がってございまして、アメリカにかかわる内容のものばかりが凍結に至っているというような状況でございます。

それと、TPPの関連につきましては、日本の方では、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖、あと、その重要5項目を除いて農産物のほぼ全品目で関税がゼロになるというような状況でございます。が、いずれにしろ、何年か後には関税を下げていくというような部分もございますので、先を見据えた形で、先日の畜産クラスター協議会、乳製品、牛肉等々に向けて今から体力をつけてというような状況で、国の方でも施策の展開をしていただいているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** いろいろあるわけでありまして、TPP11については、アメリカは除いておるんですけれども、ISD条項なんかは、これはもうTPP11

には入っていないという理解でよろしいでしょうか。もう一度お聞きしたいなと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 再々質問をいただきました。I S D Sの項目についてですが、これはT P P11の中では、これもアメリカの方にも影響があるということで、これも凍結項目ということで挙げられております。凍結項目につきましては、全部で22項目でございます。

**議長（杉浦和人君）** 東 正幸君。

**11番（東 正幸君）** ありがとうございます。やはり、T P Pにつきましてはいろいろ問題があります。農業政策につきましていろいろ農業団体も心配しておりますし、私ももうこれは大変なことだなと思っておりますので、機会があるごとにまた上部へ申し出ていただきたいなと思いますし、今、T P P11で22項目は凍結されたということでありますけれども、ある学者によりますと、80項目までも凍結したいというのがあらわれたということでありますので、非常にこれは問題だなというふうに思っております。どうか国内農業がやはり続きますように努力をしていただきたいと思います。と思っております。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長、交付税の措置の関係。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 起債の充当率について、先ほどお答えができておりませんでしたので、お答えをさせていただきます。起債の充当率につきましては、事業費の一般財源分に対し90パーセントの充当でございまして、償還金の20パーセントが交付税算入ということでございます。

それから、先ほど町内の国道・県道の関係でございしますが、橋梁の数につきましては95橋、町内に県なり国の管理する橋があるということでございます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分から再開いたします。

—休憩 10時28分—

—再開 10時45分—

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

1番、堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは、私の質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、地震・水害などの災害対策について質問させていただきます。

本年も深刻な災害が頻発しております。6月18日には大阪府北部を震源とした大規模地震、7月下旬には西日本を中心にした集中豪雨により、広島、岡山、愛媛な

どで甚大な被害が出ました。県内においても、米原市で竜巻が発生しましたし、また、最近の2回の台風によって本当に被害が出ております。東近江市でお一人の方がお亡くなりになられたという話でございしますが、昨日の報道によりますと、その関連でまたお二人目の方がお亡くなりになられたということでございます。そして、この1週間ほど前にありました北海道の地震というものも起こり、本当にこの日本列島というのはどうなってるんやと皆様思われたかなと、そのように思います。改めまして、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

私自身は8月下旬に、豪雨被害のひどかった広島県呉市に、たった1日ですが、ボランティアに行きましてまいりました。まず、呉市のボランティアセンターに行きまして、そこから社協の方、いろいろ応援で来られているわけなんです、その方からそれぞれに派遣されていくわけでございます。私のところは、呉というと海沿いのイメージがありますが、急な山合いも多いところでございまして、その山間の集落に行きまして、そこは大規模な土砂崩れがあったところでございます。お一人お亡くなりになられている地域です。日野町でいうと、西明寺や平子、熊野、鳥居平のような、ああいった集落をイメージしていただければと思います。

その一番頂上のところが一気にずれて、頂上の家は跡形もないような状況です。周辺にそれぞれ集落は残っているんですけども、山の山頂の方から流れてくる土砂とか雨とかそういったもので見るも無残な状況で、私がボランティアに行ったところは、家は残っていたんですけども、軒下に全て土砂が埋まっているような自宅でありました。そちらに派遣をされまして、その軒下の土砂を出すと。その土砂も、非常に衛生状況が悪いので、非常ににおいもありますし、濡れていますし、そういったのをただひたすら、土砂を土のう袋に入れて出すという作業でございました。そこで、たった1日であるんですけども、地震もちろんですし、水害、そして風の被害等、非常に、本当に災害の恐ろしさというのを身をもって感じている次第です。

本当にそれらの教訓を、運よく起こっていないだけで、我々の住む地域にもやはり生かしていかなければいけないと改めて思っております。専門家から、かねてから言われておりますけれども、日本列島というのはもう災害が頻発する周期に完全に入っているということで、今後、南海トラフはもちろんですけれども、首都の直下型地震であるとか、通常安全と言われている滋賀県もどこまで安全かというのは正直もう分からないところでございます。当町におきましても、今回の様々な災害によって明らかになった課題に対し、1つ1つ対処し、想定される災害に備えるということが求められていると思います。

そこで、まず3点お伺いをいたしたいと思います。

日野町内の保育園、幼稚園、小・中学校をはじめ公共施設などに危険ブロック等

はないのか、対処はしているのかをお教えいただければと思います。

2つ目に、中小規模の河川について、把握している氾濫危険箇所をお教えいただきたいと思います。

3点目に、ため池は大丈夫なのか、把握している危険箇所等についてお教えいただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 1番、堀江和博君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

**町長（藤澤直広君）** 災害対策についてご質問をいただきました。

保育園、幼稚園、小・中学校をはじめ公共施設の危険ブロック等についてでございますが、町が管理する全ての公共施設の建築物、工作物等の安全点検を実施しております。その結果、ブロック塀につきましては、昨日から申し上げておりますが、近江日野商人館ふるさと館と町が貸し付けしておりますいずみ介護サービスひふみの2カ所で不適合がありましたので、それぞれ早急に改修をすることとし、今回、補正予算を計上させていただいているところでございます。

次に、大雨により河川が氾濫する危険性のある箇所についてでございますが、町は重要な水防区域のうち、日野川、佐久良川、出雲川、西明寺川の28カ所を滋賀県とともに共同点検をしております。また、町内の1級河川では水位観測所が3カ所、簡易量水標が5カ所設置されており、大雨時には巡回により状況を把握しております。

次に、ため池についてでございますが、今年8月に189カ所のため池の緊急点検を実施いたしました。応急措置の必要なため池を4カ所確認いたしました。この4カ所のため池については全て地元で管理いただいているもので、貯水量を減らすことで安全対策を講じているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは、再質問に移らせていただきます。

まず、1点目のブロックということで、今補正予算で対応をいただいているかと思います。全て確認をされたということでございますが、直接的な管轄からは少し離れるんですけれども、小・中学校の子どもたちの通学路に、民間地での危険箇所といいますかブロック塀等の危険箇所の把握をされているのか。されているのであれば、そういった対処はどのようにお考えなのか、1点目、お伺いをさせていただきたいと思います。

2点目でございますが、中小規模の河川ということで、佐久良川や出雲川等、本当に心配がある部分があるかと思います。今回の水害が西日本で起こったときに、やはりかねてから言われているように、大きな河川というよりかはそれに流れている支線といいますか、そういった中小の河川が氾濫して被害を及ぼすということが

多々発生しているかと思います。今まで以上に、大きな日野川等はもちろんそうなんですけれども、佐久良川とか出雲川とかそういった、もっと細かい水路も含めると、本当に危険箇所は多いのではないかなと思います。そういった部分を補強して、浚渫をしたりとかということはもちろん当たり前のことではあると思うんですけども、やはり、ここが漏れる箇所、ここが非常に危険な箇所であるという住民さんへの周知が一方で非常に重要であると思います。

そういった中で、ハザードマップというものをおつくりいただいているかと思います。洪水ハザードマップの方、ご存じやと思います。これについて、2点目にお伺いしたいんですけども、このハザードマップはどれだけ住民の方に周知を現段階でできているのかについて、2点目にお伺いをさせていただきたいと思います。

そして、3点目でございますが、今回、ため池の危険箇所が4つほどあったということで、質疑等ではお教えいただいておりますが、その4カ所がどこのため池であったのか、ちょっと重複しますけれども教えていただきつつ、このため池のハザードマップも今回おつくりいただくということで、そのハザードマップはどういったものなのか、こういった一覧として作成をされるものなのか、それぞれのため池ごとに作成されていくものなのか、そのハザードマップがどういったものなのかということを同時に教えていただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育委員会教育次長。

**教育次長（望主昭久君）** 通学路のコンクリートブロックの状況等についての調査についてご質問いただきました。

現在、小学校、中学校につきまして、通学路についても調査の方の対象になっているところでございます。ただ、通学路といいますと、かなり多くなっておりますので、調査期間についてはもう少し、9月末をめどということになっておりますので、その中で、小学校、中学校もPTAさんの方とも連絡をとって、地元の方との調整もございますので、もう少し時間がかかるのかなというふうに思っておりますが、調査をしておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 堀江議員より再質問をいただきました。ハザードマップについて、住民にどのような形で啓発しているのかということでございます。

ハザードマップにつきましては、それぞれ作成したしまして、要望に応じて、当然、欲しいと言われる方についてはお渡しをしているところでございます。ただ、全戸配布までは多分できていないと思いますので、今後また見直しも必要かと思いますが、その辺も含めて、住民さんにハザードマップの内容が行き渡るように、ちょっと研究をしながら進めていきたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 堀江議員の方より、ため池についての再質問をいただきました。

189カ所を国・県の主導により緊急的に点検をしたところでございますが、この点検にあたりましては、町の職員、県の職員、あと日野川流域等の関係職員のご協力もいただきながら点検をしたわけでございますが、その中で、新聞報道でもございましたように、4カ所のため池が応急的に措置をせんならんため池ということで報道もあったところでございます。それがどこかといいますと、北畑地先、西明寺地先、上迫の地先でございまして、北畑地先では下平端溜、そして、西明寺は2つ池がございまして、西の谷溜と横尾溜、最後の上迫が堂ノ谷溜でございまして、以上4つのため池でございます。

そして、ハザードマップの作成ということで、どういうもんやというようなことでございますが、先ほど提示をいただきましたようなものになるんですが、基本的にはため池ごとに作成を考えておりまして、ため池が満水になった状態で一度に破堤をした場合、最悪の場合を想定したときに、あふれ出たといいますか決壊した水が、時間ごとにどの範囲まで及ぶかというようなことを示すようなマップになります。そのことによりまして、防災といいますか、付近の方々については、最悪でため池が決壊したときには何分ぐらいにはこのあたりまで水が来るなというようなことをお示しするようなマップになるというようなことでございます。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** それでは、再々質問ということで、1点目のブロック塀につきましては、よく分からせていただきました。しっかり調査をいただきまして、ここはちょっと危ないなというところは適切な対処を講じていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。これは要望ではございますが、昨日の後藤議員の質問にもございました、その撤去についての補助であるとか、そういったこともまたご検討いただければと思います。

2つ目のハザードマップということでございますが、今のため池とも関連はするんですけれども、今のお話の中で、ため池ごとのハザードマップということでもありますので、つくられて、地元の方にはお渡しをされるかと思います。それはそれでいいことやと思うんですけれども、やはり情報を集約するというのが一方で必要かと思います。

ハザードマップを建設計画課に下さいと改めて言うと、この3つがあるんですね。洪水、水害のやつと、土砂災害のやつと、地震のやつと。それぞれ情報量が多いので、多少やむを得ないところもあるかと思うんですが、やはり3つもあるのはちょっとなかなか、ぱっと認識もしづらいなと。このあたりの情報の整理、1つにまと

めるのは厳しいかもしれないんですけども、一括に情報を集約できるようなハザードマップがあれば、住民さんもありがたいんじゃないかなと思います。

また、それぞれお話にございました、更新がこれは平成22年とか20年で、もう大分また状況とか、昨今の調査によって内容が変わってくると思います。建設計画課さんに最新版は滋賀県のホームページの災害のやつを見て下さいというお話でございましたので、それは、私どもこういう話に頻繁にふれる人間はいいんですけども、本当の一般の住民の方からすると、ホームページ使われる方がどれだけいるかというのがありますし、こういったアナログ媒体で1枚もので用意していくというのは、これから絶対必要になると思います。

私が行った呉の土砂災害のところでもすし、今回、地震とかが起こってもものすごくずっているところは、ハザードマップに書いてあるんですね。浸水もそうですし。ですので、これは本当にあなどれない、ハザードマップはあなどれないものであることは確かですので、それを全戸に配布していただくということも、今後、本当に検討していただきたいなと思います。そのハザードマップを集約するという点に関して、2点目に見解をお教えいただければと思います。

そして、3点目でございますが、ため池とともに、今回の西日本の豪雨でダムの放流が1つの課題として挙がってきたかと思います。当町にも蔵王ダムや日野川ダム等ございます。「日野め〜る」で何かサイレンを鳴らしていますとかというのは来るんですけども、これ、どういったときに放流がなされて、また、そういう周知がなされているのか。特に地元の周辺の方にされているのか、単にメールだけなのか、サイレンだけなのか、そのあたりの体制、ダムの放流に対しての体制について、3点目に再質問でお伺いをさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** ハザードマップの集約についてご質問をいただきました。

議員言われるように、確かにもう平成22年が一番新しいということで、かなりの期間そのまま使っているのが現状でございます。言われるように、危険箇所等についても随分、当時と変わって増えてもきておりますことから、当然その辺も反映した形で整理をしていかんなんなというふうには考えております。

ただ、おっしゃっていただきますように、1枚に集約するとなると、なかなか情報量も多うございますので厳しいこともあるかと思いますが、その辺も工夫しながら、できるだけ見やすいような形でつくっていききたいなというふうに考えます。

それから、ダムの放流の関係なんでございますが、基本的に、放流についてはそれぞれのダムの管理事務所の方から連絡が来まして、それに基づきまして、町の方は「日野め〜る」でその内容等について出しているということでございまして、個々

に電話等で問い合わせ等があれば、その辺は話はしているんですけども、「日野めへる」以外にどうかと言われると、今現在のところ「日野めへる」のみの発信ということになっております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1 番（堀江和博君）** 最後、質問はできませんので要望ということで、ハザードマップに関しましては、どうぞご検討を、更新をよろしくお願いいたします。

そして、ダムの放流に関しては、それは問題なければそれでいいんですけども、やはり近くにお住まいの方は非常に、こんなことが起こると不安におられると思います。近くの集落の方だけにでも、メール登録していないとメールも分からないです。区長さんとのそれに関しての意思疎通といいますか情報共有のあり方は、周辺の方々にだけでも、今後、共有の方向、情報の項目としては挙げていかなければいけないのではないかなと思いますので、ご検討をいただければと思います。

最後、要望でございますが、昨日の後藤議員の、東桜谷公民館に避難されてこられた方に水がなかったということは、私も非常に疑問を同じく思っております。水害等、ある程度、時間が想定できるものは、こちらの職員さんが持っていくという対応でいいと思いますけれども、いきなり起こった地震等そういった場合に、じゃ、本当に職員さんが、それぞれの仕事をしていて持ち場があって、場合によっては休日の休みのときで、そういったときにさっと、そういった水を、必要な物資を各公民館に運べるとは僕は思えないですし、それぞれの職員さんも人間ですので、危険を冒すことになると思います。そういったことも想定した場合に、そんな大量ではなくても、たとえ水の1本、10本か、それぐらいは各公民館に置けると、普通に誰が考えてもそう思うので、そういった検討を今後していただければと思います。

そして、最後でございますが、今年は例年に増して災害が現在のところでも多発しております。各方面いろいろ、他市町や県や国とかそういった話を伺うと、国の新年度予算にも恐らくそういった災害対策関連が追加される可能性が今後ともあるだろうという話も聞きます。詳細はもちろん不明でございますけれども、そういった対策事業が新年度予算で、また国の方でも県の方でも出てきた場合に備えて、日ごろからそういったものに、そういうバックが生まれたときにすぐ対応できるように、情報を整理していただきまして、予算の申請等のご準備を引き続きしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、1点目の質問は以上とさせていただきます。

次に、平成30年度全国学力テストの結果についての質問をさせていただきます。

7月31日、滋賀県教育委員会は全国学力・学習状況調査、つまり全国学力テストと一般的に言われています、その結果を公表いたしました。滋賀県の平均正答率は小・中学校とも全科目で全国平均を下回り、小学校では5科目中3科目、国語A、

算数A、算数Bが最下位、中学校では5科目中1科目、国語Bが最下位となりました。2014年度以降、5年連続で全科目が全国平均に届かなかったことに加え、小学校は全国との差が昨年度よりも広がった形となります。学力テストで全てを図ることに限界はありますが、県を中心に様々な対処がなされてきた中でこのような結果となり、県民の1人として残念でございます。

配付資料にこれの一覧を載せさせていただいております。丸がついているところが滋賀県でございます。カッコが順位になっていまして、太字の数字が点数ですか、正答率という形になっております。8月9日には県議会において、県に対して学力向上の一層の取り組みを進めるよう決議がなされております。県ならびに各自治体は学力向上に向け、原因を分析し、対処すべきであると思っております。

そこでお伺いをさせていただきます。

日野町内の小学校、中学校のテスト結果はどうであったのか、お教えてください。

2つ目に、今回の結果についての原因と、今後の対策について、お教えいただければと思います。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 皆様、おはようございます。ただいま、堀江議員より、平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果につきまして、ご質問をいただきました。

今年度の全国学力・学習状況調査でございますが、4月17日に実施されまして、町内の全ての小・中学校が参加をいたしました。そして、この調査の目的でございますが、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析をして、教育施策の成果と課題を検証し、その改善に役立てること、そしてまた、学校における児童生徒への教育指導を充実すると、そして、学習状況の改善に役立てるということが目的となっております。そして、個々の市町や学校名を明らかにした調査結果や数値の公表は、文部科学省の結果の取り扱いに従って、しないこととしております。

なお、個々の児童生徒の状況をしっかり把握するということが極めて大切でございますので、学力向上の一層の取り組みを進めるということに取り組んでおります。今年度のまた結果を受けまして、これまでの取り組みの成果や課題、さらに、今後の対策について検証をしてみいました。日野町内の小学校、中学校の調査結果につきましては、教育委員会といたしましても真摯に受け止めて、学力向上の一層の取り組みを進めていかなければならないと考えているところでございます。

今回の町の調査の結果をしてみると、読書に親しむ児童生徒の割合が増えました。そして、長文への抵抗が少なくなりつつあると感じております。そしてまた、漢字にかかわる問題についての正答率が高くなっていると見ております。これは学校図書館の環境整備によりまして、授業の中での図書や新聞の活用が進められまして、読書量が増えているということの成果と考えております。また、漢字検定など

によりまして、合格を目指して意欲や関心を持って取り組む姿、主体的な学習態度が育っているということが実感できるところでございます。

しかし、この読書につきましても、よく読む子と読まない子の二極化が見られまして、また、スマホやゲームにかける時間が全体として依然多いことから、PTAとも連携いたしまして、家庭での読書の機会を増やすために、親子読書を推進することに取り組んでおりますし、また、放課後や余暇の過ごし方についても考えているところでございます。

そして、課題といたしましては、小学校、中学校ともに、読み書き計算などの基礎的な知識を生かして、さらに応用的な課題を解決していく力ですとか、長文を読み取るだけではなくて、文を要約してさらに意見としてまとめ上げる力ですとか、多くの資料や情報が、それらが問題文の中にたくさんございますが、そうした情報を整理して活用していく力というのがやはり力不足であるというふうに思っておりますので、その力をつける必要性があると痛感しているところでございます。

そのために、具体的には、県独自の教材で「学びの基礎チャレンジ」とそれから「ガッテンプリント」というものがございまして、これらはそうした傾向に対応した資料がたくさんある教材でございまして、その教材を今後さらにしっかりと活用して、多くの条件を整理したり、様々なタイプの問題を解く力、応用力をつけていけるように取り組みをさらに進めていきたいというふうに思っているところでございます。さらに、子どもたちが、分かる・できる喜びを実感できるように、まずは基礎的・基本的な学習内容の指導の徹底と、さらには、これからの教育が目指しております、主体的・対話的で深い学びの視点からの教員の授業力の向上と授業改善に取り組みたいと思っております。

町では日野町授業力向上パートナー事業と名づけた事業を進めているわけですが、これは、町の指導主事が授業を参観して、そして、指導助言をするということを重ねているところでございますが、教職員の授業の質の向上を目指しているところでございます。また、それぞれ他校の特色ある効果的な取り組みを紹介し合ったり、それぞれに参観し合うというようなこと、それからまた、放課後教室で学力補充の機会をつくるというようなことにも取り組んでいるところでございます。

一方で、児童生徒質問紙というのがございまして、これは子どもたちの生活や学習の実態や意識を調査するものでありまして、これが大変大事であると思ひ、分析しているわけですが、その中で、学校の決まりを守っているとか、いじめはどんなことがあってもいけないことだとか、地域や社会で起こっている出来事に関心がある、地域や社会をよりよくするために何をすべきか考えるといった質問項目を肯定している子どもが増えているというふうに感じております。これまでも地域活動に参加しているという子どもは日野町、大変多かったのですけれども、こ

うした項目に丸をつけている子が多くなっています。そうした真面目にこつこつと取り組むということが大事だということと、その態度というものは中学校の部活などの結果にあらわれてきているのではないかなというふうに感じております。

これからも、夢と志と目標を持って、教育委員会と学校・家庭が緊密に連携しまして、自分の力で解けたとか、より多く解けたとか、頑張ったら、あ、こんなことができるようになったというような思いを積み重ねて、学ぶ力の向上を目指していきたいと考えているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1 番（堀江和博君）** それでは、再質問をさせていただきます。

学力テストも本当にこれが、学力テスト至上主義は僕もどうかと思いますし、それで全てはかるものではないと思います。大阪の市長が言うてたように、それで先生の評価を上げたり下げたりするのも僕はどうかと思いますので、それが全てだとは当然思っておりません。

ただ、ほぼ公立学校は9割9分、8か、ほとんどの学校を網羅していますし、私立は大体半分やったと思いますけれども、ただ、そこまでサンプル数というか学校が多いと、その傾向というのは、それはあながち間違っていないと思っています。実際の教科の問題だけではなくて、アンケートがついておりまして、そのアンケートの情報こそ非常に重要で、それをふだんの教育にどう生かしていくかという、それを使ってどう考えるか、分析するかというところが一番大事なかなと思っております。

そういった中で2点ほど質問なんですけれども、よく、子どもの学力というものは純粋な学力というよりかは、生活態度、そのバックグラウンドの部分、家庭の状況であるとか、ふだんの生活の態度、先ほどスマホとかとおっしゃられていたように、そういったものと非常に相関関係がある、それが完全に原因とは言えないまでも何らかの関係性は必ずあるというふうに言われております。

そういった中で、今回、滋賀県のアンケートが集計がなされていた中で、全国平均よりも低い質問項目があるんですね。それが何かというと、「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思いますか」という質問項目に対して、全国平均が42.5パーセント、その通りと答えた子どもたちに関してですが、42.5パーセントのところ、滋賀県の子どもたちはマイナス5パーセントの37.5パーセントでありました。これはそのほかの項目と比べると、これが1つ大きなマイナスとなっています。つまり、これだけを見ると、滋賀県はほかの県の子どもたちよりも、あなたのよいところを認めてくれていると思っていない子どもたちが多いわけでございます。

そういった中で、子どもの自尊感情というか自己肯定感というものを養うということはめちゃめちゃ大事なことだと思いますが、この「先生はあなたのよいところ

を認めてくれていると思いますか」という質問が低かったこと、日野町単体ではちょっと分かりませんが、滋賀県全体では低いという状況に対して、学校で、子どもたちに対して、先生が子どもの自己肯定感を醸成するような発言とか態度とか、そういった指導は先生にされて、先生がそれを実行されていると、そういったことはあるのでしょうか。それをまず1点目に再質問でお聞きをさせていただきたいと思います。

そして、2点目でございますが、先ほど教育長のご答弁の中に、読書の習慣をつけるということで、私も桜谷小学校とか寄せてもらおうと、子どもたちがこっだけ読みましたみたいなのがあって、私の子どものときよりも何倍も読んでいるなど、本当に关心しております。すばらしい取り組みだと思っております。

そういった中で、国語としてはそれでいいのかなとは思いますが、読書というのは非常にいいことだと思うんですが、悪いのは、国語もそうなんですけど、算数。理科も一番下ではないですけども悪いんですね。算数とか理科を教える工夫。国語はいろんなこととしてはあると思うんですけど、そういった算数、理科を教える工夫、子どもたちが、ああ楽しいなと思ってもらえるような、そんな取り組みはされてないのでしょうか。2点目に、それについてお伺いをさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育委員会学校教育課参事。

**学校教育課参事（山添美実君）** 堀江議員から2つのことをお尋ねいただきました。

1つ目に、自己肯定感についてのことでございます。子どもたちは、やはり認められて、そして満足して生活するというのが一番でございます。その中で、それが学習の意欲につながったり、継続して学習を進めていこうということにつながっていますので、日野町の子どもたちの結果を見てみますと、県と同様ということは、イコールというわけではありませんけれども、やはり小学校の中ではそういう結果も出ています。中学校の方ではやはり認められているということを実感しているということもあります。

ただ、子どもたちがそのように感じているのはなぜかなというところは、やっぱり分析しなければいけません。というのは、教員が子どもたちに、発言に対して、うんうんとうなずいて聞いたりとか、あるいは、そのことはすばらしいねというようなことを、例えば声をかけるというようなことは、授業の中でうんとしていても、やっぱり満足できていないというところがあるとしたら、それは何とかそこに解決策を見出さなければいけないことであるし、また、この結果というのは、もちろん堀江議員もおっしゃられたように、児童質問紙というところを分析するのはとても大切だと思っております。もちろん、教科の指導のところ、教員はうんと、どうしたら学力がつくかなということを考えておりますけれども、子どもたちの心を耕す、そういう指導についても研修を深めてやっております。

それから、もう1つ、算数や理科への興味深い指導についてですけれども、やっぱりこれは授業の中で、何でこのことをずっと考えるんだろうというような、興味・関心を持たせる最初の意欲というか関心の持たせ方がまず1つあると思います。その持たせ方で、最終、授業の終わり、ゴールまで子どもたちの関心・意欲が継続するような、私たちの教師としての疑問の投げかけ方、発問の仕方とか、あるいは、具体的操作をどうするのかとか、でも、この中にはやっぱり、分かったとか、それから、できるようになったというような実感を持たせるというようなことを、うんと仕組んでいく必要があると思います。やはり今まで以上に教材研究を深めて、そういう力をつけていきたいというふうに考えております。

子どもたちの問題、児童生徒質問紙の中では、理科はおもしろいというふうに感じている子どもたちが多いので、やっぱりそういうところを励みにしながら、しっかり知識、それから基礎的な部分、そういうものもしっかりつけていきたいと思っております。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 今、よく理解をさせていただきましたが、1つ目の自尊心のところは非常に、ある意味、雲をつかむみたいなのところもあって、なかなか確かに難しいところかとは思いますが、改めて、今回の結果も受けつつそこに対して、皆様、日ごろから先生方も頑張っていたかと思っておりますけれども、いま一度、その自尊心や自己肯定感情を育むということはどういったことが考えられるのかというものを、改めて考えていただく必要があるのかなと思っております。

そして、理科と算数につきましては、私は数学があまり得意じゃなかったのも、本当に先生によるんですね。教科書だけをずっとやられる、皆さんももう、うんうんと実感きつとあると思うんですけども、おもしろい先生は何でかその教科を好きになって点数が上がるんですけど、本当にもう教科書しか、にらめっこしかしていませんという先生がいた場合、数学は本当に嫌いになって点数が悪くなるということは、どの教科でもきつとあると思います。それほど先生の授業の仕方やその態度というのは、すごく子どもたちに影響を及ぼすものだなと思っています。

今回、プロジェクターを整備されるということで、僕は非常にいいことだと思います。最近の子どもはそういった映像になれていますし、親和性も高いと思いますので、そういったものを数学、算数に取り入れていただいたりとか、あと、理科に、アンケートの中でも実験とかがちょっと少ないみたいな話もありますので、そういった実験とかを入れると、理科なんかめっちゃめっちゃおもしろいと思うので、本当に子どものそういった興味を湧かせるような、プロジェクターを使ってやっていただければなと思います。

そこで、再々質問で、今は子どもに対するアンケートということで質問させてい

いただきましたが、続いては、学校に対するアンケートも同時になされているかと思っています。それぞれの学校単位で。そこで3点ほど気になるところがありまして、質問項目の中で、「調査対象学年の児童は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができていると思いますか」という学校への質問に対し、滋賀県というのは全国平均から8.5パーセント低い状況にあります。これって、いわゆる最近よく出てくるアクティブ・ラーニングというか、子どもたちの主体的な学びを促進するとかいろいろあると思うんですけども、そういったことなのかなと思います。そういった子どもの主体性を育むような授業というものがどういったもので、それが小学校やもしくは中学校で、現段階でどういったことができているのかについて、1点目、お伺いをさせていただきたいと思います。

そして、2点目でございますが、この中で、回答の中で、「児童の姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立していますか」という質問に対して、滋賀県平均はマイナス17.3パーセントなんですね。結構低いんです。またPDCAかと思われる方もいるかもしれないですけども、その用語はともかく、一連のサイクルで、計画して、実施して、それをフィードバックして、それを次の学習につなげるということは、どんな仕事でも大事だと思います。こういった、学校の現場においてこのPDCAサイクルというのはどれほど回しておられるのかについて、2点目にお伺いをさせていただきます。

そして、最後、3点目でございます。この学校に対する質問項目で、一番滋賀県が低かった、平均に対して低かったのは、「教員が他校や外部の研修機関などの学校外での研修に積極的に参加できるようにしていますか」という、これはマイナス26パーセントなんですね。これつまり、先ほど日野町でのパートナーシップで、身近な方々、先生方とのそういった教育研修の形は準備されていると思いますけれども、日野町を出て、もっと滋賀県、大津とかそっちの南の方とか、例えば県外とか、そういったところに先生が出向いて研修を受けるというようなことは実際あるのか、また、そういったことを促しておられるのか、そういうのを3点目にお伺いをさせていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 学校教育課参事。

**学校教育課参事（山添美実君）** それでは、3つの点についてお尋ねいただきました。

アクティブ・ラーニングの実態というところですよ。学校の方では、主体的、対話的で深い学びというところを目標にした授業展開をしております。その中で、やはり、子どもたちにうんとコミュニケーションをさせるというような時間をしっかりとらせるということを主眼に置いてするために、実際のところ、小学校でしたら45分、それから中学校でしたら50分間の授業の中で、その時間をとられてしまうとい

うことも実際大きくありまして、本日勉強することを検証する時間とか、あるいは、自分の中で分かった時間、それから、自ら解決していこうとする時間というのが、やはり十分にとれていなかったなというところは、現実、反省点であると思っています。

ただ、子どもたちがやはり学習意欲を持つということは、課題解決する学習が一番ベストなので、それを学校の中では校内研究で取り組んで、どういう授業を展開するかということを教職員で研修しております。

2つ目です。PDCAサイクルについてお尋ねいただきました。これは学校評価というのがあるんですけれども、この学校評価というのは、多いところでは年間2回とか、学校教育の全般にかかわることについて評価をしていて、その中で次年度はどうするかというようなことで、割と長いスパンでやってきたものがあります。ただ、これでは十分な解決が進まないということで、もっと小まめに、検証したことを調整し、そしてまた、実証したことをもう一度振り返るというようなことを小まめにやるということを、近年、カリキュラムマネジメントと言われますけれども、進めてやっておるところでございます。

どの学校でも教職員が何かを、授業とかあるいは行事をすれば、それについてどうだったかという検証をし、次の行事に向かって、あるいは学習に向かってどうするかというふうなことを、常々やっておるところでございます。

3つ目です。教員の研修については、滋賀県の教員というのは悉皆研修というのがございます。まず、初任者研修、2年目、3年目、5年目、10年、そして、ミドル研修とかいろんな研修があるわけですが、この町で独自に行っております研修は、先進校研修というのをやっております。ここ数年続いているわけですが、岐阜県の長良東小学校というところで、本当にモデルになるような授業を展開しておられますので、全ての教員が行けるということではないんですが、学校から一、二名募って、そして、その方の授業力とかを伸ばす、それから、その方を中心に学校内で広めていただけるようなことを取り組んでおります。

**議長（杉浦和人君）** 堀江和博君。

**1番（堀江和博君）** 最後、要望ということでございます。主体的学びにつきましては、それぞれ授業を進めないといけないというところもあって、なかなか時間の確保等、先生の負担も結構あるのかなと思いますが、今後そういったことも必ず必要であると思いますので、十分ご議論いただいて、それを取り入れていただければと思います。

PDCAサイクルと業務改善につきましても、どうしても形だけになってしまったりしがちなものであると思います。そこが最終的に本当に子どもの状況を改善するような形につながっていけるように、引き続き業務改善にも取り組んでいただく

ということが必要なと思います。

最後、研修ということで、日野町独自でもそういった先進地も寄せてもらっていますということであると思います。そういったことは非常に大事なことだと思いますし、そういったことを本当に真っすぐ全て取り入れるということはなかなか、どんなことでも難しいんですけれども、それを1つの刺激にして、自分の学校で何ができるだろうかということも、しっかりフィードバックまでしていただいて、つなげていただければなと思っておりますので、これからもそういった先生の学びの機会というものも、限られた時間、予算の中でありますけれども、取り組むことが大事であると思いますので、よろしくお願いいたします。

今回、学力テストというところの話でございましたけれども、かねてからいろいろな様々に取り組んでいただいておりますかと思えます。大変なこともあるかと思えますけれども、それが子どもたちに最終的にはつながっていくことだと思いますし、やはり、人口減少社会の中で、若い我々の世代、子どもをこれから小学校とか中学校とかに考える世代からすると、うちの町の教育がどうなっているかというのは一大の関心事でありますので、そこが非常に頑張っている、すぐれているということになれば、この日野町に住み続けるという1つの大きな要因になると思いますので、これからもさらに発展を目指して頑張っていただければと思います。

以上で、私の質問を終えさせていただきます。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時30分から再開いたします。

－休憩 11時41分－

－再開 13時30分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

その前に、建設計画課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 昨日の関係でございまして、土山蒲生近江八幡線の測量業務の関係で、平面図の縮尺について今日回答しますということでございました。もうお聞きいただいておりますけれども、平面図の縮尺につきましては、500分の1でございます。

それからもう1点、堀江議員の質問に対しまして、ハザードマップの方が全戸配られているかどうかは分からないというふうにお答えさせていただきましたが、平成22年6月に全戸配布をされておりました。大変申しわけございません。

**議長（杉浦和人君）** それでは、7番、齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** それでは、通告書に基づきまして、2つの項目について分割で

質問させていただきます。

はじめに、昨年の台風21号の災害復旧状況について、質問をいたします。

今年の夏は平年より梅雨明けが早く、平成30年7月豪雨の後は連日の猛暑日となりました。8月23日夜の台風20号は最大風速30メートルを超える暴風雨となり、各地で倒木等の被害が発生したように聞いております。昨年の台風21号は10月22日から23日にかけて、西日本から東日本の広範囲に記録的な大雨となり、土砂崩れや河川の氾濫が多数発生し、被害をもたらしました。

日野町では169件からの被害件数がありました。台風21号の災害復旧事業は今年度内の補助事業となっていますので、現時点での災害復旧事業の進捗状況はどのような状況であるか伺いたく、質問をいたします。

日野町は土木工事等補助事業で90パーセントの復旧補助、そして、農地や農業用施設、林道等の復旧補助75パーセントを町単独費用の補助をしていただいていますことから、早期に災害復旧事業が進んでいます。ほかの市町の状況では、このような大幅な特別の支援補助をされているところはありません。さらに今回、9月議会の一般会計補正予算（第2号）で追加予算を計上していただいています。大変ありがたいことであります。9月、10月と、これからまだまだ台風の発生時期となります。早期の災害復旧が災害防止、減災対策につながりますので、早期の災害復旧工事が求められています。

そこでお伺いをいたします。

1つ目に、台風21号の土木工事等の災害復旧事業の状況をお伺いいたします。

2つ目に、台風21号の農地、林道等の災害復旧事業の状況をお伺いいたします。

以上2点について、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 昨年の台風21号の災害復旧状況についてお尋ねいただきました。

台風21号の災害復旧については、日野町土木工事等補助事業として14の自治会から実施計画書の提出をいただいております。補助事業は平成29年度から30年度で実施することとしており、平成29年度に4件の工事が完了済みです。今年度につきましては、8月末で3件が完了しており、3件が工事中となっております。残る4件につきましては、秋の収穫等の関係から未着手となっておりますが、今年度中に工事が完了する予定であります。

次に、農地の方でございますが、台風21号被災農地・農業用施設復旧事業補助でございますが、自治会から計画書をいただいているのは23件の事業でございます。平成29年度に14件完了済みでございます。今年度につきましては、1件が完了、残り8件は米の収穫時期等の関係から未着手となっておりますが、今年度中に完了する予定でございます。また、台風21号被災林道及び林内作業道復旧事業補助として、

各生産組合からの計画書の提出をいただいている6件については、平成29年度に1件が完了、今年度につきましては2件が工事中、残り3件は未着手となっていますが、今年度中に完了する予定でございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** もう少し詳しくお聞かせ願いたいと思うんですけど、被災箇所の復旧土木工事等補助事業で、今年度は3件が完了し、工事中は3件、4件は未着手ということですが、それはどこの被災箇所であるか、お尋ねをいたします。

また、被災農地・農業用施設復旧補助事業で、8件が未着手とのことですが、それはどこの被災箇所か、お尋ねをいたします。

また、被災林道・作業道復旧補助事業で、今年度は2件が工事中で、残り3件が未着手ということですが、それはどこの生産森林組合の被災箇所か、お尋ねをいたします。

今年9月4日の台風21号では、先月の20号よりもさらに強風で、さらに多くの被害をもたらしました。今回の台風21号は、強風により家屋の屋根が飛ぶなど、瓦がめくれ、そして、壁がはがれる被害や、倒木、電柱が倒れ、停電する被害があったところであります。昨年の未着手や工事のところ被害が拡大しないか心配される場所であります。今回の台風21号で被害がさらに大きくならなかったのか、お尋ねをいたします。

9月の議会の一般会計補正予算において、財政調整基金、そして、減債基金の繰り戻しができたことは大変よかったと考えておりますが、昨年の台風21号に対する土木工事等補助事業、そして、農地や農業用施設への町単独の補助事業、そして、町単独林道・作業道の整備事業における町の対応策を大変ありがたく受け止めておりますが、町当局はどのように受けとめておられるのかを、お伺いをいたします。

以上、再質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 台風21号に伴います土木工事補助の詳細について、ご質問をいただきました。

今年度の状況でございますが、工事が完了している地域でございます。曙、中山東、別所それぞれの地区で1カ所が既に完了しております。現在工事中のところでございますが、中之郷、村井1区、奥之池のそれぞれ1カ所の3カ所、それから、未着手の地区につきましては、松尾1区、中山西、原、下駒月の4つの箇所となっております。

今回の台風で被害はさらに大きくならなかったかということでございますが、幸いに今回、雨については量が少なく、被害が拡大したというような報告は受けておりませんので、状況については変わらないという判断をしております。

それから、補正の関係でございます。土木工事補助につきましては、予算の関係で、着手できる部分については6地区について既に着手しているんですが、残っておりまして4地区の不足分について、今回、補正をさせていただきました。これによりまして、今、計画が上がっております全ての地区、今年度中に工事の方は完了するというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 台風災害被災の関係で、農地・農業用施設復旧と林道・作業道の復旧の関係で再質問をいただきました。

農地・農業用施設復旧の補助事業の関係で8件が未着手ということでございますが、その8件につきましては、地区数でいきますと6地区でございます。その中で1カ所の被災地区が上がっておりますのは、鳥居平、小野、上迫、中山西、この4地区が1箇所の被災でございます。そして、あと、2カ所の被災となっておりますのが、下迫、下駒月の2カ所でございます、合計が8件と。これについては、今年度で対応の計画をいただいておりますところでございます。

そして、林道・作業道の復旧事業の関係でございますが、今年度は2件が工事中で、残り3件が未着手でございますが、工事中の箇所につきましては、三峯山南山生産森林組合が関係するところで2件ございます。これは2件とも原地先になります。残り3件分につきましては、綿向生産森林組合の管理するところでございまして、蔵王地先で2件、鎌掛地先で1件の3カ所でございます。

そして、未着手のところについての被害拡大はというところでございますが、これにつきましては、幸いにして拡大している、さらに大きくなったというような報告はいただいておりますので、さらにひどくなったということにはなっていないというふうに認識をしております。

そして、今回の補正の分でございますが、着手、完了済みにつきましては、昨年度の予算の中で対応をしております、これの制度の補助要項といたしましても、29年度、30年度の2カ年にわたるということでございまして、施工主体をしていただくのは地元の農業組合であったり生産森林組合での作業の手続、あと、業者さんの関係もございまして2カ年の中で対応していただいたということでございますが、今年度分につきましては、一定、昨年度の段階で予算を見ておったんですけれども、最終、計画を受けていく中での不足が見られるということで、今回、不足分の方を計上させていただいているというような状況でございまして、今回、残っております分についても、今年度で完了していける予定というふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** ありがとうございます。今年度中には工事完了することということで、安心するところでございます。

再質問をさせていただきますが、今度は町長にお伺いしたいのですが、今回の台風21号では、被害件数396件、そして、そのうちの建物被害が335件、国道・県道・町道・里道等の何件かの被害があったように聞いております。被害者の皆さんには心からお見舞いを申し上げます。

今日の新聞報道では、県内の住宅被害が1,015棟になったということで発表されております。その中で日野町は145棟ということで記載がされておりました。改めて日野町の被害状況をお伺いをいたします。

強風による家屋等の建物損壊が多く発生をいたしました。その被害が生活に支障を来す重度な家屋に対する町からの見舞金等の支援はないのかという声をお聞きをしておりますが、町当局としては見舞金を支援するような調査・研究をされているのかどうか、町としての見解をお伺いをいたします。

また、今回の台風20号、21号における里道等の自治会への補助に対して、応分の対応をする調査・研究をされているのかどうか、町としての見解をお伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 齋藤議員より、今回の台風21号での被害のことを聞いていただきました。

今しがた被害件数を言っていただきました日野町の住宅の被害ですけれども、合計145件ということでございますが、これが9月11日現在での被害件数ということで報告させていただいた件数でございます。そのうち半壊が1件、一部損壊が144件ということでございます。一部損壊といいましても程度がいろいろございまして、住居という部分で報告させていただいている部分でございます。

それから、非住宅、いわゆる小屋とか車庫、そういった部分での被害でございすけれども、28件ということで、県の方が軽微なものはちょっと除いてくれというようなことでしたので、後で除かせてもらって28件と。公共建物が1件ということでございます。今回の台風につきましては、そういったお住まいされているおうち等の被害も大変多くございまして、総務課の方でも罹災証明等をもう相当件数出させていただいているというところでございます。

町の方の見舞金の関係でございすけれども、これにつきましては見舞金の要項を定めておりまして、福祉保健課の方で窓口対応を実はさせていただいております。ちょっとまた細かな内容は担当課長の方から説明していただきたいと思いますと思っておりますけれども、一応、罹災証明を町の方でとっていただいて、福祉保健課の方へご案内させていただいているということ、また、ご自分でも風水害の火災保険等に入っておられるのに活用されているということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤議員さん通告外の再々質問ですので、その辺ご理解いただ

いて、答弁をお願いしたいと思います。

**福祉保健課長（池内 潔君）** ただいまご質問をいただきました住宅災害の見舞金の制度でございますが、総務課長申し上げましたとおり、町では要項を作成しております。それに基づいて見舞金を支給させていただいております。住宅災害見舞金という制度でございますので、例えば、住宅でない建物についてはその対象外となります。また、住宅についても、そのときに、被災に遭われた際に居住しているかどうかということら辺も判定をさせていただいております。不在になっておる家屋ということになりますと、対象から外れるということでございます。

それと、被災の度合いでございますけれども、細かな区分をつけさせていただいております。10パーセントから30パーセント、30パーセントから50パーセント、50パーセントから70パーセント、また、それ以上ということでランクがございます。被災された度合いによってその見舞金の額も変わってくるという制度でございますので、要項もお示しできることになっておりますので、もしお尋ねの場合は、福祉保健課の方へお願いしたいと存じます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** ありがとうございます。

最後になりますが、今回の台風においても、避難所の開設、また、倒木等の被害に対する処置、処理を早急に対応していただきまして、全町挙げて対応していただきましたことを心から感謝し、敬意を表する次第でございます。ありがとうございます。

お願いといたしまして、今年はこれから台風シーズンでもあります。心配されますが、準備等、備えをよろしくをお願いしたいと思います。また、被災者に対する支援等につきましても今お聞きいたしました、そういったことの支援ができるというようなことでの、まず周知もお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、次に2つ目の、国の農業政策の動向について、質問をいたします。稲の収穫期となりました。今年の夏は猛暑日が続きましたが、お米のできはどうであったのでしょうか。豊作を願うところであります。

去る7月21日に開催されました南比都佐地区の行政懇談会では、地域に関する重要課題であります獣害対策と山間部の農業対策について、区長会と町当局との意見交換がされました。日野町は中山間部が多い地形となっており、農村集落において深刻な問題となっております。

また、7月26日に農政連日野支部ならびに日野町稲作経営者会と日野町議会との意見交換会が行われ、農業問題を議員にも知ってもらい、情報を共有したいとのことから、日野町における農業の課題と今後について報告を拝聴し、意見交換をいた

しました。日野菜、野菜、北山茶等の特産振興、そして、環境こだわり米などの農業振興、そして、獣害対策等について、議会からも町の支援をお願いしていただきたいということでありました。

農業者、農家の高齢化と後継者不足により、これまでのように農業を維持することは大変難しくなっています。高齢になってもご奮闘いただき、農作業をされている状況であります。農村集落では、集落環境の維持や集落運営が困難になっています。農業を支える小規模農業を大切に支援することが重要であります。

ところが、環太平洋連携協定、いわゆるＴＰＰ協定を受け入れる方向で批准され、戸別所得補償制度の廃止、主要農産物種子法の廃止、農業競争力強化支援法等の法改正がされています。農地の集積・集約化の促進等、大規模経営をする民間企業の参入を促進する農業を優先する方向にあります。こうした国政の動向が農村集落や私たちの食生活に大きく影響してまいります。海外との弱肉強食の市場競争をする産業政策的な農業政策を重視するよりも、食糧に困ったときも自給自足できるように自給率を向上し、安全な食糧を安定供給できる農地の環境保全に努めることが重要であります。小規模農家、兼業農家でも営むことができる農村振興を重視する仕組みづくりが求められているのではないのでしょうか。

農業競争力強化支援法において、種苗の生産にかかわる知見の民間事業者への提供を促進することになり、種苗法が改正されるとのことです。野菜の種子等が自家採種できなくなりそうです。そんなことになれば、食の安全保障が失われ、農業が破綻し、農村を滅ぼすことになりかねません。危険な遺伝子組みかえの米しか食べることができないことになると危惧されております。戦後最大の危機に至っていると警鐘を鳴らされております。

そこでお伺いをいたします。

１つ目に、町の担い手育成、後継者対策、農村振興対策をお伺いいたします。

２つ目に、種苗法の改正による自家増殖禁止の内容をお伺いをいたします。

３つ目に、国の産業政策的な農業政策の動向の見解をお伺いをいたします。

以上の３点について、お伺いをいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 農業政策について、ご質問をいただきました。

まず、後継者を含めた担い手の育成についてでございますが、意欲ある農業者や集落営農組織に対し、県、町、ＪＡなどの関係機関は連携して農業経営の改善や補助制度の活用への相談支援を行っております。また、担い手の有無や年齢などの状況は集落によって異なることから、担い手の育成だけでなく、自分たちの集落の課題解決の方策の１つとして、人・農地プランの作成を働きかけております。プラン作成の過程では、アンケートによる課題の明確化や集落内の話し合いが行われ、自

分たちの集落の将来ビジョンを描くことから、農村振興対策にもつながるものと考えております。

次に、種苗法でございますが、現在の種苗法は農業者による自家増殖を原則として認め、一部の対象作物が例外的に禁止されてきました。しかし、近年、日本の優良品種の海外流出が問題となったことなどから、自家増殖禁止の対象作物の品目が拡大されており、今後は種苗法の改正を示唆されています。現在のところ、在来種は禁止対象から外されるなど、一部は引き続き自家増殖できる見込みですが、農業経営に支障が生じないように、今後の動向に注視していく必要があると考えております。

次に、国の食糧・農業・農村基本計画でございますが、農業の成長産業化を促進するための産業政策、そして、農業・農村の多面的機能の維持発揮を促進するための地域政策の2つを車の両輪として進める農政改革が示されております。特に、転作の交付金や農地の集積・集約化などは、認定農業者や集落営農等といった担い手に重点化されております。町としては、地域の意欲ある農業者や集落営農組織が地域の合意を得ながら作物生産や農地を担っていただくこと、また、地域の共同活動により農道や用排水路等を管理されることについても、地域農業を維持する面から必要であると考えており、現制度での最大限のメリットを得ながら、地域住民が主体となって地域農業を守ることを支援していきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7 番（齋藤光弘君）** それでは、再質問をいたします。

今、農村集落の抱える状況、個人の農家の状況をお聞きしていると、本当に深刻な状況であります。農業だけでなく、農林水産業の第1次産業がどんどん疲弊してきているという状況にあるかと思えます。

1つ目に、町の担い手育成、そして、後継者対策、農村振興対策についてのお伺いをいたしました。答弁をお聞きいたしまして、本当に農村の深刻な状況を受け止めていただいているのかという思いであります。地域に出向き、農村・農家の方に寄り添い状況を聞く中で状況把握をしていただき、相談、対策、支援をお願いしたいと思えます。

町は国が推奨する人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を働きかけていただいているということでもあります。農事組合法人であり集落営農組合、そして、認定農業者、人・農地プラン作成ができる集落が増えるようになればよいのですが、それにはかなりの労働力が必要となり、集落においては難しい課題であるように思います。できない集落のところへの町の支援が求められているように思います。

また、山間部における水田耕作が大変難しいことから、何とか町の支援はできな

いものかという農業者、そして、農家の方の声を強く聞いております。人・農地プランの中で山間部農業に対する支援はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

町においては、日野町農業振興対策事業補助金交付要綱がありますが、その中に山間部農業に対する対策支援事業を設置するよう調査・研究できないものかと思えますので、その辺お尋ねをいたします。

2つ目の種苗法についてであります、具体的に詳しく教えていただきたいと思っています。現在のところ、自家増殖できるのは何か、できないのは何か。そして、自家採種はどうなのかというところをお聞かせ願いたいと思っています。そして、今後また、米、小麦、大豆等についてはどのようになるのかなという思いもあります。その辺もどうか、分かる範囲で教えていただきたいと思っています。

そして、種苗法が改正された場合、自家園芸をされている方、そして、自家野菜栽培をされている方への影響というのはどのようになるのか、教えていただきたいと思っています。

また、町の見解として、種苗法の改正がされた場合、町の見解をお伺いをいたします。

3つ目には、国の農業政策の動向を、町の見解をお聞きいたしました、お願いであります、国は産業政策と地域政策との両輪の農政改革を行われていますが、産業政策が優先されているように思います。地域政策に重点を置く政策をお願いするものでありまして、国・県への働きかけもお願いしたいと思っています。そして、地域農業があつて地域集落が成り立っているという状況でありますので、町としてできる限りの地域農業を守る支援をお願いしたいと思っています。

以上、再質問といたします。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 農業政策に係る分につきまして、齋藤議員より再質問をいただきました。

1つ目でございます。人・農地プランの働きかけの関係でございますが、人・農地プランにつきましては、集落の中で集落の課題を話し合ってくださいことが非常に大事でございます、集落の中の土地、担い手も含めて、どうしていこかというようなことを、集落の関係する方々でお集まりをいただいて、課題を共有していただいて、次のステップに向かってどうしていこかということを相談して決めていく。中心的に頑張ってください方も決めていっていくと。それをみんなの話し合いの中で共通認識をしていって決めていくというようなものでございまして、これについては、集落の方が集落の中で相談していく中で独自の、独自といいますか主体的な形で取り組みをいただいておりますというような状況でございまして、現在は20の地区でお取り組みをいただいて、プランの作成をいただいております。

集落営農など地域農業への支援に関しましては、滋賀県、そして、町、JAの関係機関が集まりまして、毎月、地域農業戦略会議というものを開催しております。その中でいろいろ、地域の中の課題であったり、それぞれの集落への支援をどうしていこうかというようなことも含めて関係者が集まって協議をしているというような状況でございまして、その中でしゃべって、ああしなさいこうしなさいと言うだけでなく、実際に集落に出向いていって、プランの立て方であるとか、そういうような人的な支援もしてきているというような状況でございます。

担い手も含めて、今後の地域農業をどうしていくかというようなことの支援については、この地域農業戦略会議の中で協議、議論していきたいなというふうに考えているところです。

種苗法についてでございます。種苗法につきまして、自家増殖ができるのはどういうものかというようなことでございますが、この種苗法というものにつきまして、新しく新品種を研究開発してつくられたということで、新しい新品種を保護する法律でございまして、その保護されるものについては、作物を栽培するについての一定の手続が今後必要になってくるだろうと思われまして。その中で、自家採種ができるのか、禁止というようなことが疑われてございますが、自家菜園、自分の家庭の中で、種を買ってくる、苗を買ってきて育てて食べる、また、その種を残して同じように栽培を続けていくというようなことについては、一定、規制の除外といたしますか、家庭の部分についてはやってもいいよというようなことは認められているというようなことになります。

何がええねということになってきますと、ちょっといろいろ難しいというか、何がいいというような種類については公表がございまして、やったらあかんぞというようなことの種類は公表がされておりまして、それにつきましては、野菜、果樹、草花、鑑賞樹、キノコ類等々ございまして、全部で289種類のものについては、商取引をするとかそういうものについては権利を保護するぞというようなことで公表されてございます。

自家栽培につきましては、今までどおり作物を栽培されてやられていることについては何ら変わりがないというようなことでございます。

米、麦、大豆についてはということでございますが、米、麦、大豆につきましては、種子法の廃止が今年の3月31日をもって廃止されまして、4月1日をもって滋賀県の方では滋賀県水稻麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱を制定をされておられまして、これまでと同様の扱いがこの要綱の中でされておられるというようなことで、種子法が廃止になる以前と同様の扱いを継続されるというようなことになっております。

種苗法改正に対する町の見解ということでございますが、今後、改正に向けて対

応がされていく中で、やはり先ほど答弁もいただきましたように、農業経営に支障がないようには、今後どういう動きになっていくかというようなところを注視をしていく必要があるというふうに考えております。

あと、地域農業、地域農政、地域の政策に向けてというところでもございますが、地域に向いての政策につきましては、農村まるごとというようなことで、地域農業施設等々、農地、排水路の維持というような部分で、集落ぐるみで草刈りや水路掃除、水路点検とか様々な活動にお取り組みをいただいておりますし、計画を立てることによって、耐用年数の済んだ水路等の整備改修もできるような形になってございます。これについては法制度をされておりますけども、一定、事業によっては補助の単価が下げられているという部分もございますので、制度が継続してきちっと補助単価を守ってもらえるような働きかけも続けていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** 農村集落の中で山間部の地域が地形的に多いということで、その辺の支援というのはなかなか難しいのかなというふうには思うんですけど、そこを何とか、国・県の支援の中では定められていないという中で、やはり町の単独のそういったことも含めて、支援をできないのかなというふうには思うんですけど、その辺の回答は今ちょっとなかったんですけど、今後そういったことも調査・研究をお願いしたいと思うんですけど、その辺のところ、どのようにお考えになっておるのか、ちょっと再答弁をもう一度お答え願いたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 山間部の農業支援ということで、再々質問をいただきました。

地形的に山間部にあるということで、農業、稲作等々をしていただきます分につきましては、やはりその地形的な部分を含めて、先ほどご発言ございましたように、獣害対策も1つネックになっているのかなというような部分もございます。その中で、獣害対策については様々な事業に取り組みのメニューもございますし、実際、対応もしていただいている。獣害対策はハード的な部分をやったらそれで終わりじゃなくて、柵等々、ハード部分を維持していくというようなところ辺につきましても、その地先、集落の方々の取り組みも一定必要になるという部分がございまして、あと、支援的なものでございますが、山間部ということで、お金を1平米1万つけるぞ2万つけるぞというようなことで単純にお金を積んでいったら大丈夫、山間部でも農業はできるわなというようなものではないというふうに思っております、いかにその地域を地域で、みんなが、さらにはその集落を取り巻く周りの集落も含めて、どうしていこうかという部分の考えを詰めていくことが必要でもあると思

ますし、その部分への町であったり県であったり、先ほど申しました地域農業戦略会議の中で、どういうふうな形で進めていこうかという部分もございますので、その中でさらに協議、議論を重ねていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 齋藤光弘君。

**7番（齋藤光弘君）** もう質問はできないんですけど、要望なり思いということで、やはり日野町は農村集落が多いという中で、農業が成り立たなければ町も衰退していくというところだと思います。何とか農村集落の振興につながる施策なりを考えていただくということでは、やはり、先ほども言いましたけど、農村、農家に寄り添うという形で、出向いて状況をきちっと聞いていただくということがまず大事な事かなというふうに思いますので、そういったことの働きをお願いしたいと思います。

最後に、また、種苗法につきましては、皆さん大変関心事であるかと思いますが、今後影響が出てくるものだと思います。種苗法改正による影響は農家や私たちの食生活、食の安全に大きく影響することになります。そして、種子法の廃止もあまりマスコミ等では報道はされておられません。警鐘を鳴らす意味でも、私、今回、一般質問をさせていただきました。今後の成り行きが心配されるところであります。県、そして国への働きかけということで、現種苗法を守るということでの働きかけもお願いしたいと思いますし、小規模農家、農村集落への地域政策の重点を置く施策を、国・県へのまたそういった働きかけもお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

**議長（杉浦和人君）** 次に、6番、中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、通告書に従いまして、分割で質問をさせていただきます。

まず、心肺蘇生教育、AEDについてお伺いいたします。町では9月2日に日野町総合防災訓練が桜谷小学校で行われました。体育館では防災関係の展示や救急救命講習をされており、多くの皆さんが心肺蘇生やAED操作などを実施されました。住民の皆さんの意識の高さを感じました。また、地域においても、消防署から来ていただき、救急救命講習を行っておられるところもあります。

我が国では、平成16年に市民によるAED使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も多く報告されています。ついさっきまで元気にしていたのに、突然、心臓や呼吸が止まってしまった。そんなとき、人の命を救うために、そばに居合わせた人ができる応急手当のことを救命措置といいますが、心肺蘇生が行われた方が行われなかったときより生存率が高く、市民がAEDを使用し、電気ショックを行った方が生存率や社会復帰率が高いと言われて

しかしながら、国内で年間約7万人にも及ぶ方が突然の心停止により亡くなっていると聞きます。学校でも児童生徒の心停止が発生しています。119番通報してから救急車が現場に到達するまで、全国平均で約8分と言われています。心停止から1分たつごとに、10パーセントずつぐらい救命率が下がっていくのではないかととも言われており、目撃者が一刻も早く心肺蘇生術を行うことが命を助ける鍵だとも言われています。いざというときに、心肺蘇生やAEDを使って救命措置ができれば助かる命があるのです。一人ひとりが勇気を持って救命措置を行えるよう、心肺蘇生やAEDの使用方法を身につけておくことが大切です。

また、より多くの人がAEDを使って救命措置ができるような環境整備も必要だと考えます。我が町においても、公共施設にAEDを設置され、危機管理体制を整えておられると思います。

そこで、何点かお伺いいたします。

1点目、町ではAEDを設置している公共施設の職員に、AED設置場所の周知や救命措置ができる体制はできているのでしょうか。また、住民の皆さんへの周知状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

2点目は、公共施設は休日や夜間は施錠される施設が大変多いですが、公共施設のAED野外設置など24時間使用できる体制へのお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあります。平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領、保健体育科の保健分野では、心肺蘇生法などが表記されています。全国の教育現場での現状は、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1パーセント、中学校で28パーセント、高等学校でも27.1パーセントという低い状況だと聞きます。町の小・中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性をお伺いいたします。また、教職員の心肺蘇生法に関する知識向上、AED講習等の実施状況をお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 6番、中西佳子君の質問に対する町長ならびに教育長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 心肺蘇生教育ならびにAEDについてご質問をいただきました。

AEDを設置している公共施設の件についてでございますが、日野町の公共施設においてAEDを設置しております施設は、学校を含め各公民館など41施設に設置をしております。AEDの使用にあたりましては、一般住民も使用が認められておりますが、電気ショックとあわせて心臓マッサージと人工呼吸の心肺蘇生を継続して行うことが必要でありますので、施設管理者も含め、より多くの方が救急救命講習を受講していただくことが重要と考えております。引き続き東近江行政組合や県

などと連携し、普及活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、設置場所の周知につきましては、日野町のホームページに一覧表を掲示しておりますとともに、財団法人日本救急医療財団においても公表をされております。

次に、24時間使用の体制についてでございますが、公民館や図書館、大谷公園など休日においてもAEDが使用できる施設であることと、東近江行政組合による救急体制が整っている状況でございます。

学校における心肺蘇生教育につきましては、教育長から答弁させていただきます。

**議長（杉浦和人君）** 教育長。

**教育長（今宿綾子君）** 続きまして、学校における心肺蘇生教育についてお答えをいたします。

小学校におきましては、5年生の3学期に体育科の保健領域のけがの手当てという単元におきまして、心肺蘇生法とAEDの役割について学習をします。ここでは主に簡単なけがの手当ての仕方について学びまして、さらに大きなけがをした場合などについては近くの人に助けを求めることといったことを教えますし、また、体育館等に設置してあります、ふだん子どもたちが目にしておりますAEDはどんなものかというようなことを、その役割も通して学んでいるところでございます。

さらに、中学校になりますと、2年生の3学期に保健の学習におきまして、ここでは、応急手当てを適切に行うことにより傷害の悪化を防止するということと、それと加えて心肺蘇生法の実習を通して理解をする、深めるようにしているところであります。また、消防士を講師として招きまして、止血方法などの緊急対応の仕方ですとか、また、人形を使つての気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫などの心肺蘇生法についても、これも実習を通して学習をしているというところでございます。そして、AEDにつきましても、直接触れるというようなことをしまして、使用方法についても学んでいるというところでございます。

また、教職員につきましてでございますが、職員は大切な子どもたちの命を預かっているということを肝に銘じまして、毎年必ず全教職員が各学校で危機管理対応訓練を実施しているわけでございますが、児童生徒の安全確保を図っております。

学校におきましては、危機管理マニュアルというものを各校でつくっているわけでございますが、それを確認しながら、AEDを実際に使った研修を、操作方法を実施しましたり、そしてまた、夏休みにプール開放をするわけでございますが、教職員と保護者が一緒になって、事故発生時に迅速かつ適切な対応ができるように、救急救命法の練習を実施しているところでございます。

さらに、町の教育委員会の主催といたしまして、年に1回、町内の教職員の応急手当てに関する知識・技能の向上に向けまして、各校の代表の教員が参加をいたしまして、ここでは消防署を会場にしまして、救急救命法講習を実施しております。

また、この学校関係のＡＥＤの設置の場所につきましては、先ほど申しましたように、各学校の体育館に所定の場所に設置をしております、水泳の授業ですとか、部活動ですとか運動会の行事等の不測の事態に備えて設置をしているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**６番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

日野町の学校においては、小学校ではＡＥＤの役割などを学び、また、中学校では心肺蘇生法の実習やＡＥＤの使用法も学んでおられるということでした。教職員さんについても危機管理体制というか訓練などもされておまして、児童生徒への安全確保体制を整えていらっしゃるということで、少し安心をいたしました。

そこでお伺いをいたします。

保育園や幼稚園の保育士さんや職員さんは危機管理体制ができていますでしょうか。また、役場や公民館、学童などの職員さんの救急救命講習や救急体制は整っているのでしょうか、現状をお伺いいたします。

２点目についてですが、ＡＥＤの設置場所の一覧表の利用可能時間を見ますと、先ほどご答弁にありました、公民館は８時半から１７時１５分、図書館は１０時から１８時、大谷体育館は使用時間が一番長く、８時半から２２時となっております。ほかの施設も同じような時間帯でございます。早朝や夜間、深夜は利用できないということになります。２４時間体制とはいえないのではないかとこのように私は思います。何カ所かでも野外へ移転ということは考えられないのでしょうか。また、役場閉庁時は宿直室などに置いて、２４時間可能にするなどという考えはないのでしょうか。

また、日野町は広大な地域でございます。公民館や保育所、学校などは比較的近いところに建てられているわけなんですけれども、公民館などの施設から遠い地域が多くあります。避難に際しても地元の会議所などを使われている地域もあるというふうに思いますが、一刻も早く救命措置をするためには、ＡＥＤの設置場所ということも考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

総合防災訓練に参加されておられた方からも、地域の会議所などにＡＥＤを置いてもらえないのかとの声があったということをお聞きいたしました。町民の命を守る環境整備はできないのでしょうか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま、幼稚園、保育園ならびに学童保育所につきましてはの講習についてお答えをさせていただきます。

幼稚園、保育園、こども園につきましては、独自の講習としてはできていないんですけれども、教育委員会が実施されますところに参加をさせていただいております。

す。幼稚園につきましては多くの職員が参加できるんですけれども、保育園については、子どもさんを預かっている時間が長いものですから、行ける職員が調整しながら参加させていただいているというような状況でございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 庁舎を含めまして行政職員でございますが、AEDの講習、心肺蘇生の講習も含めまして、実は、最近講習を職員が受けるというようなことはできていないというところでございます。以前は、私の記憶で言いますと、平成23年ごろに職員研修として職員を集めまして、東近江行政組合さんの講習を受けていたということはございます。それ以降、なかなかちょっと取り組めていないという状況でございます。

それと、子ども支援課長が申しましたように、一定、職員も地域でいろいろなPTA活動なりしている中で、個人的にはそういった別の場面場面で講習を受けているというような状況でございます。

それから、24時間利用できる体制というところでございます。1つは、町長が最初に答弁申しましたように、一定の人が集まるところに対してAEDの設置は推奨されているというところで、公共施設、駅なんかも含めまして、配置をしているというところでございますので、24時間といいますと、逆に、AEDを設置しているところへAEDを取りに行く間の時間を含めると、救急車の方が来ていただける率の方が高いということもありますので、そこはちょっと、各所に、24時間利用できるところをたくさん増やすという意味が、そこが大切になってくるのかなというのはちょっと思っております。

それと、コンビニさんでも置いているのかなと思いましたがけれども、コンビニさんでは置いていないということでしたので、実質24時間で公共施設で今使えるというのは、野外に置いています大谷公園のAEDが24時間使える状態ではあるというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** 再々質問をさせていただきます。

先ほどもありました、コンビニに設置をされた市とかもあるわけですがけれども、市と提携して置いていただいたというようなところも聞いております。また、本当に、公共の施設から遠い地域の方がやはり心配をされると思います。24時間、大谷のところに行くとか、私が言いましたように、閉庁時は役場の宿直室に置いていただくということにしても、やはりたくさんの方所に置くということが必要なのかなというふうに思いますが、会議所などにはやっぱり置くということには支障があるのでしょうか。その点、もう一度お尋ねしたいのと、AEDをリース契約で置いておられるような市町村もあるというふうに思います。町はどのようにされているの

わかりませんが、そういうところだと、点検ですとかメンテナンスなんかもされるのかなと思うんですが、町の公共施設41カ所置かれているわけですが、AEDの点検、メンテナンスというのはどなたが行っておられるのでしょうか。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 設置場所とリース契約等について質問をいただきました。

会議所等の設置につきましてですけれども、これも野外での設置をして利用できるように体制でないと、なかなか会議所といいましても、一定、施錠されている場所ですので、24時間誰かがおられるところではないので、なかなか設置に対しては難しいのかなというふうに思います。

それから、AEDの契約の関係でございます。当初はAEDの設置はすべて購入をしておりましたが、最近は耐用年数が過ぎました時点で今度はリース契約に変えているというところでございます。リース契約ですと、消耗品等の交換等、また、点検もいただけるということで、そのように随時交換しているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、24時間、リース契約更新のときにでも、野外に置くように更新していただけた方が、やはりいつでも近くにAEDが使える体制にあるということは大事だと思いますので、ご検討をお願いしたいなというふうに要望しておきます。

それでは、次に、バリアフリーのまちづくりについて、お伺いいたします。

本年5月に、高齢者や障がいのある人が円滑に移動できる社会を目指す改正バリアフリー法が成立しました。2020年東京五輪・パラリンピックの開催を契機に、東京だけでなく全国でバリアフリーのまちづくりを推進しようとするものです。市町村に対しては、バリアフリー方針を定めるマスタープランや基本構想策定などを努力義務とされています。共生社会の実現に向けては、障がいのある人が自分自身で自由に移動し、活動を妨げている段差や車椅子使用者等の通行を妨げる障害物等の障壁を取り除くことや、音声案内や手話通訳、分かりやすい表示等が求められます。

街なかの段差、狭い通路や分かりにくい案内表示等を見直し、ユニバーサルデザインのまちづくりに取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、すべての人がともに生きる社会に向けて大きく前進すると言われていています。我が国は急速な高齢化が進行しており、日野町でも高齢化率も高く、高齢社会への対応としてもバリアフリーを考えていかなければならないのではないかと思います。町では、第2期日野町障がい者計画の中で、住民全てに優しいまちづくりとして、取り組みの方向性にバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを掲げられています。

そこで、何点かお伺いいたします。

1点目は、町のバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの取り組み状況をお聞きいたします。

2点目は、計画を進める上での課題をお伺いいたします。

3点目ですが、今回の改正バリアフリー法を受けて、マスタープランや基本構想策定への町の考えをお伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりの取り組み状況とその計画を進める上での課題についてでございますが、第2期日野町障がい者計画の中で、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりを掲げており、多くの人が利用する施設の新築や改築が行われる際に、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく届け出をいただき、提出された図面等を確認する中で、誰もが利用しやすい施設となるよう指導・助言を行っております。

平成16年8月以前の建物については、今申し上げました条例が適用されていないため、大規模な改修が行われない限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインが進まないことが課題といえます。

マスタープラン、基本構想策定への考え方についてでございますが、改正バリアフリー法では、共生社会の実現、社会的障害の除去に加えて、心のバリアフリー、ソフト対策といった取り組みが推進されています。市町村へはバリアフリーのまちづくりの方針を定めるマスタープラン（基本計画）と基本構想の策定が求められており、国が支援することで2023年度までに300市町村でプランを作成されることが目標とされています。日野町では従来どおり、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく取り組みを進めながら、マスタープランと基本構想策定について、国から提供される情報を注視してまいりたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6番（中西佳子君）** それでは、再質問をさせていただきます。

1点目についてでございますが、第2期の計画の中からですが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点によるまちづくりの中で、町有の建築物の整備、改築、改修にあたっては、滋賀県だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に合致するよう、人に優しい施設を整備します。また、今後の施設整備にあたっては、福祉のまちづくり、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に立ち、関係部署との連携を強化して、各施設の整備、改善に努めますと書かれております。

今回出されました補正予算での各公民館のトイレ洋式化改修では、昨日の答弁ではバリアフリー化ということは考えておられないとの答弁がございましたが、バリアフリー、ユニバーサルデザインの視点は生かされていないのでしょうか、その点もお聞きいたします。これは大規模な改修以外なのでだめなののでしょうか、その点

をお聞きいたします。

また、共生社会をつくっていくということで、心のバリアフリーは本当に一人ひとりが大切なものだというふうに思っていますけれども、ご答弁の中にもありましたけれども、町ができると思われる心のバリアフリー、また、ソフト対策について教えていただきたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** ただいまご質問いただきました、まず、町有財産等の改修にあたっての、例えばトイレ改修にあたってバリアフリーを考えていないのかというところ辺ですけれども、昨日も答弁があったとおり、バリアフリー化したいということは当然考えておるところですけれども、物理的な制限があるというところもありまして、極力バリアフリーについては考えていかなければいけないというスタンスは変わりがないと思うんですけれども、どうしても改修になると制限を受けることもありますので、そのことを昨日も答弁申し上げたとおりでございますが、基本的にはバリアフリー化を進めていくというスタンスは変わらないということでございます。

それと、共生社会にかかわる心のバリアフリー、ソフト対策をどうしていくのかというところ辺、これ一番難しいといえますか、どうしていくのかということを明文化していくのが難しいのかもしれませんが、例えば、障がいをお持ちの方に限定するわけではないんですけれども、少し不自由であるということを考えますと、その方々を隔離した状態の中で、かなり以前ですと、施設入所であるとかそういう中で生活をされていましたけれども、今日的な考え方としましては、共生社会ということになりますと、地域の中で生活をしていただくということが根本的な柱になっております。

ですので、そういう方々が地域の中で生活をしていただく、不自由に思っていたことが、現に我々が見れる状況になると思います。そういうことをそれぞれの視点、立場で見た中で、どういうことが障壁になるのかということを、我々が確認していく必要があるなというふうに思います。ですので、共生社会というのは、みんなが同じステージで生活していくということが基本になりますので、そこら辺がキーワードになってくるのかなと思います。

バリアフリーとユニバーサルデザイン、ともに併記で計画では書いているんですけれども、バリアフリーというのはもともとやはり障壁を取り除くという概念でございますし、ユニバーサルデザインはそもそも障壁をつくらないという概念ですので、これは両輪になって進めていく必要があるのかなというふうには思っております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6 番（中西佳子君）** トイレ改修の件ですけれども、大規模に公民館などが改築されるということはなかなか望めないのではないかなというふうに、今の現状では思っております。そうすると、何年待たなあかんののでしょうかということになってしまいますので、やはり、避難所ですとか、今、災害も大変多く発生している中にあって、少し費用はかかっても、この改築にあたってはバリアフリーの視点をやはり生かして整えていっていただきたい。まず、やっぱり高齢者さんや体の弱い方が先に避難とかされますので、その点はしっかりと生かしていっていただきたいというふうに思います。そこをもう少しご答弁いただけたらと思います。

また、せっかくこのように法改正もあったわけですし、国としても、マスタープランとかを作成するにあたりましては予算の支援ですとか、また、都道府県による市町村へのサポートというのを前向きに考えていらっしゃるというふうにも聞いておりますし、また、既に基本構想計画ですか、それを立てられている市町もあるわけでございます。その辺を町としても前向きに検討されるのかどうかということをお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（池内 潔君）** 公共機関でいつまで待ったらそれができるんやというお話でございます。確かに、物理的な制約があるということを言い出しますと、じゃ、公民館を建てかえるまででけへんのかいなみたいなところ辺になってようかとは思いますが。ただ、公共施設の中には多目的トイレなんかを設置しているところもやっぱりございますので、そこは多目的トイレ、字のごとく、どちら様がお使いになっても結構やというところの位置づけでございますので、どちらかという、男女のトイレというよりも、多目的トイレをみんなが気持ちをフラットにして使っていくということも大事なのではないかなというふうには思っております。

2点目のマスタープランの作成につきましては、おっしゃるとおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを目指して、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりをしていこうというので、東京を中心にして、そういうことを基本的なターゲットとして国は支援を打っていくのかなというふうには思っております。

滋賀県におきまして当然そのことを度外視しているわけではなくて、我々日野町においても、ここの支援策の中にもありますとおり、重点的なところをまずその計画の中に位置づけようというところはありますけれども、現在のところ、日野町においてはどこをどういうふうに重点的にやっていくのかとか、そういうプランがございませんので、今後ちょっと検討していかなければいけないなというふうには思っております。

**議長（杉浦和人君）** 中西佳子君。

**6 番（中西佳子君）** もう質問はできませんが、町の施設なり、また、道路なり改修

される場合は、しっかりとこのバリアフリーになるようにご検討を進めていただき、また、住民すべてに優しいまちづくりの先頭が切れるような町になるようにまちづくりをお願いいたしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 次に、12番、池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、通告に従い、幼児教育無償化と近江鉄道について分割にて順次質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

はじめに、幼児教育無償化についての質問です。

幼児教育無償化は、「新しい経済政策パッケージ」が2017年12月8日に閣議決定され、具体的施策の冒頭に書かれ、おおよその内容が決まりました。そして、「経済財政運営と改革の基本方針2018」が2018年6月15日に閣議決定をされました。この保育無償化について、主要都市調査を83市区に4月から8月に行った結果、賛成は半数弱で、大津市は全面反対であったことが8月15日付の新聞で報道されました。無償化そのものに反対する人はあまりいないと思いますが、今回の無償化についてはいろんな問題があります。

そこで、次の問題点について、当局のお考えをお尋ねいたします。

- 1、財源を消費税増税分にしていることについて。
- 2、保育料は所得により応能負担であります、その原則が崩れると、どのような問題が発生するのでしょうか。
- 3、無償化以外に今取り組む課題があるのではないのでしょうか。
- 4つ目に、自治体の負担分や財政的な影響は把握されているのでしょうか。
- 5つ目に、無償化の対象は3歳から5歳であることから、公立幼稚園に与える影響についてのお考えはどうでしょうか。
- 6つ目に、待機児童問題、保育士の不足問題、来年10月からという年度途中からの実施に伴う問題、短い準備期間について等、当局のお考え、受け止め方をお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 12番、池元法子君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 幼児教育の無償化についてご質問をいただきました。

まず、無償化に伴う財源についてでございますが、消費税を財源にしているということでどうなのかということでございますが、財源の種類を問わず、国がやるというふうに表明されておるわけでございますので、国が責任を持っていただくことが大切と考えております。

次に、保育料の問題でございますが、現在、保育料は保護者の所得状況等により決定をいたしております。無償化に伴う現在の国での議論は、食材費、行事費などの経費については無償化の対象から除くことを原則とすべきとされており、高所得者層では無償化により負担が大きく減り、低所得者層では負担が増える場合も考え

られることになります。今後も国等の議論の方向を注視する必要があると思っております。

次に、無償化以外の課題でございますが、待機児童の解消や保育士不足、貧困や虐待など、子どもを取り巻く課題は数多くあります。今年度から県や県内全市町、学識経験者等で構成した待機児童対策協議会が設置され、広域的な見地から保育士不足などを含む様々な問題に対して協議が開始されたところでございます。

次に、無償化による地方への財政的な負担についてでございますが、いまだ国から詳細が示されておらず、各自治体では不安を感じているところでございます。無償化につきましては国の施策として実施されるものでありますから、無償化に伴う費用負担については全額国が責任を持つべきものであると考えております。

幼稚園と保育所がともに無償であるならば、長時間保育のニーズが高まることも考えられます。預かり保育などの事業をさらに研究し、幼稚園ならではの長所を保護者へアピールするなどの対応が必要と考えております。

幼児教育の無償化については来年10月からと、こういうふうに言われておりますが、来月に入りますと次年度の募集が始まります。保護者は無償化を意識して申し込みをされることが予想されるところでございまして、最新の情報が提供できるよう、国の動向等を注視し対応する必要があると考えています。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**12番（池元法子君）** それでは、再質問させていただきます。

財源を消費税にしている点についてですが、消費税率を2パーセント上げると、5兆円強の増税になります。もともとそのうちの5分の1を社会保障の充実に使い、残りは財政再建に使うとしていました。それを無償化、子育て支援、介護人材の確保などと財政再建におおむね半分ずつ使うことと変え、無償化を実現することとしています。

そもそも2012年6月の3党合意によって、消費税率の引き上げで社会保障の充実に必要な財源を確保するためと決められました。新制度によって新たに必要となる財源も消費税率の引き上げに求めるということになりました。これを基本とすると、無償化をはじめ保育の充実を図るため、新たな財源を確保するには消費税率の引き上げをしなければならなくなります。消費税率の引き上げを避けようとする、保育充実のための予算が確保できないという問題が生じるのです。税には、法人税、所得税、相続税など消費税以外にもたくさんの税金があるにもかかわらず、社会保障の財源と消費税をリンクさせたところに大きな問題があります。

しかし、無償化は少子化対策からも重要であります。しかし、低所得者や子どもたちからも取る庶民泣かせ、景気悪化の消費税の引き上げは避けるべきであり、消費税以外で、法人税など儲けているところから財源を確保して進めるべきであると

思います。国が責任を持ってくれば財源の種類は何でもよいというものではないと思います。

また、保育料は応能負担であるものが、無償化になると所得が高いほど恩恵が大きくなり、低所得者は負担が増える場合があるという矛盾が起こります。無償化で、それなら長時間預かってくれる保育園にと、公立幼稚園が大幅な定員割れから廃園となる心配もあります。無償化以外の保育士不足、待機児童解消など深刻な問題がある中で、来年の年度途中の実施や地方への財政負担など国からの詳細が示されない状態で、担当課は不安を持たれていると思いますが、今後、日野町らしい日野町の幼児教育、幼児保育に力を尽くしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 子ども支援課長。

**子ども支援課長（宇田達夫君）** ただいま、池元議員の方から再質問をいただきました。

今回の国の無償化に伴う大きな動きにつきましては、ご指摘のとおり、大変不安を感じているところでございます。先ほどもご質問の中にありましたが、国の方から大きな財政運営方針として示されているわけですが、7月30日に厚生労働省の方で子ども・子育て会議というものが開催されまして、その中で報告されたことが8月の第1週に説明されております。

これにつきましては滋賀県で説明があったわけではなく、大阪まで来なさいということで、うちの子ども支援課からも担当者が大阪の方まで行って聞いてきたわけですが、例えばその中でいきますと、先ほども少しありましたが、保護者からの実費として徴収している食材費、行事費などの経費につきましては無償化の対象から除くことを原則とすべきであるというようなことが示されております。そもそも現在、保育園ですと、多くの低所得者層ですと、大変少ない金額で保育園に來てもらっているわけですが、そのような家庭から本当に給食費をもらうのかというようなことを、すごく、現実問題としてどうするのかということを不安を感じております。

そんな中で、これから子ども支援課といたしましては、国の動きというのも注視しながら、そしてまた、先ほども少し町長の方からありましたが、やはり保育ニーズがどんどん高まってくるというのは確実なことだと思いますので、それに対応できるような幼稚園での預かりについても考えていかなくはないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、保護者の皆様が不安を感じないように、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**12番（池元法子君）** 国が行うことであって、また、地方行政の方に対しては不安だらけのものであることは十分承知をしておりますが、これからも国のそういう動向にきちっと注視してもらって、さっき言いましたように、日野町らしい日野町の幼児教育、幼児保育に力を尽くしていただきたいと思います。

それでは次に、2つ目の質問に移ります。近江鉄道路線存続についての質問です。

近江鉄道の沿線は、貴生川駅から米原駅まで、途中、八日市から近江八幡、高宮から多賀大社前へ、彦根、近江八幡、甲賀、東近江、米原、日野、愛荘、豊郷、甲良、多賀の5市5町にまたがる3路線、59.5キロにおよびます。

近江鉄道の鉄道事業は、一部区間、八日市線、これは近江八幡から八日市までですが、これなどは採算ラインを上回っていますが、大半の区間は下回り、1994年からは連続営業赤字に陥っているといえます。県と沿線市町、この両者は昨年1月から今年2月まで8回にわたって勉強会を開催し、利用客数や経営状況を確認してきました。さらに、今後10年近く老朽化したレールや車両の更新に必要な設備投資が現在の1.5倍に増え、施設維持が重い負担になるとのこと。沿線の各自治体の将来の公共交通のあり方を真剣に考える時期に来ていると指摘をされています。

このような状況を受けて、近江鉄道会社の要請で、県と沿線5市5町担当者による勉強会が2017年1月から開かれ、今年の7月12日には、国の支援を視野に入れた法定協議会の2019年度末の設置を目指し、今後議論を積み重ね、近江鉄道の存続を含めて地域の交通ネットワークを何らかの形で続ける方向で検討していくことを確認されたと聞きます。

私たち日野町民にとって大切な近江鉄道の話し合いの進捗状況、当局のお考えをお尋ねいたします。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 近江鉄道に対する話し合いの状況について、質問をいただきました。

近江鉄道の現在の課題の説明を中心とした1年間の勉強会を通じて、近江鉄道株式会社として単独で近江鉄道線の運行を継続することは困難との表明がありました。それ以降、県と沿線市町での近江鉄道線の今後のあり方の検討が必要となりました。

そうしたことから、県と沿線市町の副首長級による検討会が設置をされました。この検討会は、地域のまちづくりの観点から、近江鉄道線のあり方など幅広い議論をするための法定協議会を平成31年度中に設置することを目指すとともに、各種検討をするための住民意識調査を含めた調査等を実施する予定であります。今後はまず、県と沿線市町の課長級による協議と副首長級の検討会を重ねていくこととなります。

町といたしましては、町の玄関口として重要な公共交通機関であり、通勤通学に

なくてはならない交通機関であることから、存続するためにはどのような方法がよいのかという視点で議論をしてまいりたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**12番（池元法子君）** このような鉄道存続にかかわる問題は、私たちの近江鉄道だけではなく、全国各地で起こっている問題です。地域公共交通プロデューサーであり国土交通省交通政策審議会委員でもある名古屋大学教授の加藤博和さんは、「鉄道を残すから、鉄道・公共交通を守り育て生かすへ。それが地域を守る道である」との見解を出されています。また、「100回の陳情より1回の利用。誰かに助けてもらってとりあえず残ったとしても、それを活用し生かしていかなければ意味がないし、守っていくことができない」とも言われています。「廃止か否かではなく再生するか否かであり、地域がその路線に存在意義を見出し、自分たちが主体で考え、取り組み、地域に合った守り方が必要だ」とも言われています。「協議会をただのセレモニーで終わらせるなら貴重な時間のむだであり、お願いや評論から実行部隊へ」なども話されています。

答弁でもありました、地域のまちづくりの観点から真剣な議論、取り組みが必要であると思います。今、日野町では、田舎体験、農家民泊で年間3,000人から4,000人受け入れています。その人たちにも、例えば貴生川から日野までローカル線の乗車体験してもらって、まさに日野の玄関である日野駅から日野に入ってもらい、こういう体験をしてもらえれば、先ほど言いました、100回の陳情より1回の利用、これになるのではないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** ただいま、近江鉄道の利用に関しまして、近江日野田舎体験での公共交通機関の利用ということでご質問をいただいたところでございます。

今年もう春から、既に修学旅行シーズンから数校が、私の記憶で今、すぐ手元に資料がございませんが、3校ぐらいの学校さんが、京都に修学旅行ですと、そこからJRを乗り継ぎ貴生川線、もしくは近江八幡まで来て、そこから路線バスというように形で入ってきていただく、そして、近江鉄道を利用いただくという形で、こちらの方も誘導、誘致宣伝の際にはそういう入り方をすると子どもたちの自主性が養われる、そういう学習効果も含めまして、旅行会社、そして、学校の先生方にも売り込みをさせていただいているところでございます。

この秋には既に2校程度、修学旅行や野外活動、いろんな言い方がありますが、京都なりに来る場合に近江鉄道も利用しながら入ってきていただく、そういう形も利用させていただいているところですので、ここの部分につきましてはやはり、今までからずっと継続して、ようやくちょっとそういう学校さんが反応も少しずつ

数が上がってきたかなというふうに思っておりますので、その背景には、1つはバスを利用するということが、バス代の高騰ということも背景にあって、京都からバスを利用するよりも、個々が入ってくる方が単価的に少し安くなると、そういうような経過も背景にはあるようではございますけども、引き続きまして公共交通機関、近江鉄道の利用の促進が図られるように、観光面でもしっかりと取り組みを進めていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 池元法子君。

**12番（池元法子君）** ありがとうございます。そういうふうに使っていただいているということは、本当に力強いというんでしょうか、本当にそういうふうに思いますが、本当に法定協議会を待つというんじゃなくて、できるところからもう足を踏み出して、何とか存続をできるように、みんなで知恵を出して取り組んでいかなければならないと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 次に、5番、谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 通告書に従いまして、私も2つの議題を出させていただきたいと思います。

1つ目に、災害に対する対応について。

先月の西日本豪雨をはじめ、近年は水害や地震などの自然災害が各地で頻繁に発生しています。日野町を見ても、大雨洪水警報や暴風警報が発令されています。これから幾度となく台風がやってきます。そのたびに、平子、熊野、西明寺、鳥居平だけでなく、日野町内全域に避難準備、高齢者等避難開始が発令され、避難所が開設されます。

日野町には土砂災害警戒区域が159カ所、急傾斜地崩壊危険区域が44カ所あります。地域住民は災害気象情報を確認するとともに、直ちに避難行動が必要です。日野町地域防災計画に基づき、地域ならびに町民の生命・身体および財産を災害から保護することを目的にされておられます。

そこでお伺いします。

1つ目に、各地区の行政懇談会を開催され、各地区からの災害地に対する要望はどうであったのか。

2つ目に、デジタル方式に更新する時期までに災害が発生したら、町はどのように対応されるのか。

3つ目に、防災行政無線の必要性について以前から問われていますが、町としては研究をされていたのか、お伺いいたします。

**議長（杉浦和人君）** 5番、谷 成隆君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 災害に対する対応について、ご質問をいただきました。

各地区の行政懇談会での災害に対する要望でございますが、河川の浚渫や急傾斜

地の改修など、いくつか要望をいただいております。県の管轄するものにつきましては、それぞれ報告し、対応いただいけるよう要望しております。町としても、いただいた要望や今までの被害報告書等により、危険箇所、被災予想箇所を把握し、パトロールなどにて日常点検に努めることといたしております。

次に、デジタル方式に更新するまでの対応についてでございますが、既存のアナログ方式については平成34年12月までにデジタル方式へ交換するよう求められております。この間はアナログ方式の使用が可能であり、問題がないところでございます。

次に、防災行政無線の必要性についてでございますが、本年5月より防災情報伝達システム基本調査業務を発注し、既設無線設備のデジタル化をする上での課題や設備などの調査にあわせ、今後の防災情報伝達手段について、費用や効果等の比較検討などの研究を行っているところでございます。現在は電波伝搬調査と設備の調査を終えたところでございまして、今後の整備計画はこれから検討を行ってまいります。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5 番（谷 成隆君）** 今も町長から言っていただきましたけど、この行政懇談会を回られまして、今、先ほど私が言いました、平子、熊野、西明寺、この西大路地区の行政懇談会、また、鳥居平が含まれている東桜谷公民館でされた行政懇談会で、このように、何か、災害のたびたび避難勧告されているところの出ていた課題があったのかを、もう一度お聞きしたいと思います。

それと、2つ目に、デジタル無線はこの34年までにできることは分かっている、先ほどからも言っていただきましたけども、それまでに何か起こることがあっては困ります。それと、この間のように、台風20号、21号で初めて2時から7時まで停電するということも発生しております。サンライズでも9時まで、長いところやったらもう7時間という停電で、連絡がとれない。以前からこのことを質問させてもらっていた、テレビを見ていたらテロップで日野町のどこどこはどうなっているとかが情報が送られていましたけども、もうその電源が切れたらその情報も来ません。それで、「日野め〜る」で送られていたら、それを聞いていたらいいけど、年いった人やったらそのこともできません。

やはり、電源が切れるということは、区長さんのところへ日野町から電話されて、区長さんが、またその自宅に電話しようと思っても昔の黒電話なら連絡がつくと思うんですけども、今の電話は全部電源が必要なので、その点もどのようにされているのかもお聞きしたいと思います。

防災行政無線はそこで拡声器で届くとは思いますが、やはり台風とか、そのように激しい音がしていたら全然聞こえないと思うので、その点もどのように考

えられるのかをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 行政懇談会での災害等に関連する要望はあったかということでございまして、特に東桜谷地区、西大路地区はどうであったかということでございます。

桜谷地区につきましては、今年度、災害に関連するような要望につきまして、11の要望を受けております。その内訳でございしますが、河川に関連することが9、それから、側溝に関することが1つ、それから、急傾斜土砂災害に関することが1つの合計11の要望をいただいております。

西大路地区でございしますが、これにつきましては3つの要望をいただいております。これにつきましても、河川1、側溝1、急傾斜土砂1ということで、それぞれ要望をいただいております。

そのうち東桜谷地区の小野と奥師におきましていただいております要望につきましては、地元の川ざらえ事業なり修繕対応を済ませておりまして、要望に対して2つの処理は終わっているというところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** ご質問いただきました、行政懇談会のまずご意見等を申し上げますと、西大路地区においては、よく発令をさせていただきます避難準備情報を出させていただく中で、やはり区長さん等につきましては、発令の時間帯が非常に深夜になるというところで、なかなかもうお休みになられている方があったりとかいうことで、なかなか伝達方法というのは難しいなということも言われておりました。まして、外が雨等ひどい場合だと非常に難しいというようなことでございます。これは西大路地区ではなくても、どこの地区も同じようなご意見をお持ちということでございます。

そのときに申し上げておりましたのは、一定、町としましては早目の避難ということで、準備情報等は、今回の20号、21号につきましても自主避難を呼びかけるように、早目の避難の対応ということで避難所を早く開けさせていただいたという面もでございます。

もう1点お願いさせてもろてましたのは、防災行政無線は確かに、雨が降りますと、おうちの中ではもう聞こえないというところでございますので、そこは最終的には町の方から区長さんなりにお知らせをさせていただく中で、ご近所等、呼びかけていただいて早目の避難を対応していただくという、人から人への伝えをお願いしたいということをお願いしておりました。

特に、町の方では、高齢の方とか障がいの方については個別の計画と、名簿も持っておりまして、その個別の方については区長さんなり民生委員さんに名簿をお渡

ししている関係で、そういった方を特に早目に対応いただきたいなということで、誰が、どなたがどなたを支援していくかというところを、今後、町の方も区長さんなり民生委員さんにご相談をしていく中で決めていきたいなというようお願いをしておったところでございます。

もう1点、停電の対応でございます。今回の21号では非常に広範囲に停電が起きたということで、町の方も全く情報が入らないというところでもございました。最終9月6日もまだ停電のおうちがあったということで、関電さんの情報がなかなか入ってこないというところで、非常に今回の台風においては停電対策というのはどういったふうにするべきかというのが、町というよりも国の方でも非常に課題が浮き彫りになったなというところでもございます。

40メートルの風で対応できるという電柱になっているそうですが、滋賀県でも46メートル、彦根では吹いたということで、日野町でも電柱が倒れたというのは、それ以上の風が吹いたのかなというふうに思っております。なかなかそういった場合にどういった伝達ができるのかというところでもございますけれども、今回の台風の例でいいますと、暴風警報が発令され、もう当然、气象台の方は早目に発令されておりましたので、それにあわせて、おくれで10時過ぎに大雨警報がついたわけでもございまして、その時点でまだまだ外の方は明るく歩ける状態でしたので、町の方も高齢者避難準備情報というのを outs させていただいたということで、何とか早目の情報を出させていただいて対応させていただいたというところでもございまして、大きな被害になる前に準備いただくということに徹底してまいりたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5 番（谷 成隆君）** 今、行政懇談会でも西大路地区、東桜谷地区でも出ていたということで、今年度もまた出てきたことは、この議会終わり、これからまたそのように対処していったらいいと思いますけど、やっぱり以前からも出ていて重なったこともあったのかということも、もう1回お聞きしたいと思います。

それと、今、総務課長が申されるように、早くから避難準備されたいいいと思うけど、私も一遍、熊野のおばあさんが1人おられまして、ちょうど去年の台風のとときでしたけど、おばあさんもう雨戸閉めて家の中で閉じこもってはりましたけど、いや、娘に言うてもすぐ迎えにきてくれよらへんのやわと言われるし、そういうことに対してまた、町の方としては人を把握して迎えにいくとか、その手配もされていると思うんですけども、そこら辺もやっぱり充実させていってほしいとは思います。

早く避難すればいいと言われますけど、今回の台風のように、停電してしまうとか、土砂が起きてその村が孤立してしまうとかいうことを想定して考えていかない

と、これから起こり得ることだと思うんですけども、その点も考えていただいていたと思うんですけど、その点も考えられているのかどうかと思います。

電源もやはり切れたらもう無線機しかないので、日野町にも消防団と町が使っている日野防災1局から27局くらいありますが、それを流用する、今度その無線がデジタルになるまでやったら、その今使っておられる無線機をそのいつも避難する村、今言われる西大路地区と、鳥居平は近いかわかりませんが、そこにその無線機をまた配置することも考えられないのかをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 建設計画課長。

**建設計画課長（高井晴一郎君）** 谷議員より再々質問をいただきました。

行政懇談会における東桜谷地区と西大路地区の状況でございますが、平成29年度の行政懇談会の要望におきましては、東桜谷地区で14の要望をいただいております。29年度の要望に対して、うち対応済みが3つございまして、今年度の要望が11ということで、対応した分については要望から消えておりますが、内容については、議員おっしゃるとおり、ほぼほぼ同じところから同じ内容で要望の方が来ております。

次に、西大路の方なんですけれども、西大路地区につきましても、去年、29年度の要望につきましては、4つの要望が来ております。これにつきましても対応ができた分が2つございまして、今年度の要望は3つということでございますので、新規にここは1つ出てきております。済みません、新規で出てきておりますと言いましたが、3つについては昨年度と同じ内容でございました。申しわけございません。ということで、2カ所要望は対応はしておるんですけども、一部不十分ということで、今年度もさらにまた同じ内容で上がってきているということでございます。要望の内容につきましては、昨年度も今年度も大きく違いはないということでございます。

**議長（杉浦和人君）** 総務課長。

**総務課長（藤澤 隆君）** 谷議員より再々質問をいただきました。

まず、災害にあたりまして各区長さんなりをお願いをさせていただいているのは、基本的には各集落の方で危険な箇所は把握しておいてほしいですねという話と、台風とかですと、それに備えていろんな、水路等の水門等があればちゃんと事前に対応してほしいという、そういった内容と、それから、地域の方には、まずは、ほぼほぼですけども、各集会所が地域避難集合場所になっておりますので、そういったところがまずは集落で一時的に避難いただく避難集合場所ですよということを周知いただきたいなというふうにお願いしております。

そういったことはなかなか難しいんですけども、そういった対応で、今回の台風においても事前に集落さんでもう集会所を開けて、地域の方と一緒に一晩朝まで過

ごされたというところもございますし、それでもなお、そこでは危険という場合には、町の方の指定避難所へ避難いただくというような方もあったということでございます。

そういった中で、本当にもう高齢者の方とか障がいの方とかにつきましては、一旦は同じような対応で集落さんでお願いをしていただきたいなというふうに思っております。ただ、町の方も名簿としては持っておりまして、そこは民生委員さん、区長さんなりと協力をして、災害等が起きた場合には対応させていただくことになるわけでございます。

今回ちょっと特例で、停電がございまして、非常に長い期間の停電であったというのと、それと、まだ気温が高くなっておりまして、お1人住まいの高齢の方については、停電が長く続いて、脱水症状等、危険でないかというような心配もございました関係で、民生委員さんとともに町の職員が訪問をさせていただいたところでございます。

今回もそういった停電の状況が分からない中で、いつまで待ってもなかなか復旧が見通せないというような情報が関電さんの方から入りましたもので、そういった対応をさせていただいたんですけれども、本来は区長さんなり民生委員さんの方で地域で名簿に基づいて訪問等をしていただけたらということをお願いしているところでございます。

それから、無線機を活用した配備についてでございます。これは一定これまでから、情報伝達の方法として各区長さんに無線機を持っていただくとか、それとか、平子や熊野、西明寺、鳥居平という、常に避難情報を出させていただくところにそういったものを配備しようとか、いろいろ検討はさせていただいたところでございますけれども、そうした情報伝達については、今まだ調査をしている段階でございますけれども、後々整備を検討しているわけでございますけれども、有利な起債を、緊急防災・減災事業債というのがございますけれども、それが平成32年というような期限を国の方は切っておられますので、何とかそれに間に合うように、いろんな、情報伝達にはやはり1つではなく、1つ、2つ、もっとさらに多くの方法を重ね合わせないと、何が絶対有効というものはございませんので、いろんな部分で検討しながら整備をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** ほんまにもう、この日本というのか、災害がいつ起こってもおかしくないし、まだこれからまた台風もやってきますし、十分に気をつけて、今言われるように、土砂災害の問題が出ているところは、すぐにはなかなか直していかかわからないですけど、気をつけていただいて、力を入れていていただきたいと思います。連絡方法の方も、もう有線放送がなくなってちょうど8年目になるの

かな。あのときやったら連絡もとれたと思いますけど、今はもうそういう連絡方法がなく、やっぱり心配で、この間、サンライズの人でも、もう5時間も止まっていたらもう何が起きたのか分からへんし、外へ出ておられましたけど、夕方でも、何がどうなったのか分からへんというて。もうテレビで分からへんやったら、やっぱり今まではテレビ見て、テロップを見て情報を知っていたのか分からんけど、昔みたいに有線があったら有線でいろいろ流れてあったんかも分からんし、そういうこともいろいろ考えていただきたいと思います。以上またよろしくお願いします。

2つ目に、日野駅再生プロジェクトについて。日野駅再生プロジェクトは、幅広く皆様から応援寄付をいただき、昨年10月に日野駅舎再生竣工を迎えました。交流施設などいろいろの日がわり店主方式、イベントコンサートなどの企画も日野町内外の人にも活用されております。

今年6月より第2工事、上りホーム上屋の改修、上屋は解体後に新築、意匠や風合いを可能な範囲で再現、および一部下りホーム整備と、3カ年プロジェクトの工事は進んでいますが、そこでお伺いします。

現在の工事進行状況をお伺いします。

2つ目に、日野駅再生プロジェクトの今後の計画についてお伺いしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 日野駅再生プロジェクトについて、ご質問をいただきました。

上りホーム上屋の改修工事につきましては、日野駅再生プロジェクトに賛同いただきました皆様のご寄附を財源に、近江鉄道株式会社により本年7月から改修工事に着工していただきました。計画では、高校生の利用の少ない夏休み期間中に工事を終えてしまう予定でしたが、想定より地盤が軟弱であり、地盤の強化対策が必要となったことから、全体の工事完了は今のところ11月下旬とお聞きしております。

次に、日野駅再生プロジェクトの今後の計画についてでございますが、昔、貨車の移動に使っていたタッグローダーなど貴重な鉄道遺産を残し展示する小さな鉄道ミュージアムの整備を進めたいと考えております。また、当プロジェクトに合計10万円以上のご寄附をいただいた方のお名前を掲示する銘板プレートも、日野駅舎内に設置する計画をしているところでございます。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** それでは、再質問をしたいと思います。

今、上屋の工事が7月から開始されるということで、解体は済みましたが、地盤が軟弱であったということで工事がおくれると聞かせていただきました。これは工事をされる前に近江鉄道の方で地盤調査もされたと思うんですけども、この工事をなされて、今、おくれるということで、これまた費用的にはまた町が費用は出され

ているわけであって、近江鉄道さんの方は工事はされているわけなんですけども、この点につきまして、また地盤改良などの工事が発生してくると思うんですけども、その点また費用の重なり、増えるということが起こるのか起こらないのかをお聞きしたいと思います。

それと、今度このなないろもこの10月で1カ年を迎えるということで、駅の方ではまたイベントを考えるということで、10月21日に考えておられますが、そのときにはこの工事はまだ工事中ということで進んでいくと思うんですけども、町の方もまたそのプロジェクトにいろいろと協力をいただいて進めていきたいと思うんですけども、その点、何か町も考えていることがあるのかをお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 企画振興課長。

**企画振興課長（安田尚司君）** ただいま谷議員の方から再質問の中で、上屋の方の地盤の改良に伴って、当然、費用が新たに発生したんちゃうかと、このような話でございます。費用発生でございますが、当初予算というか当初計上した補助金の枠がありまして、施工は当然、近江鉄道さんがされますので、近江鉄道さんが入札をされて、その予定していた金額よりも低額でございますので、その私どもが予定していた補助金額の範囲内でそれはできるというお話を今のところ聞かせていただいております。

それから、もう1点、イベントの関係でございますが、ありがたく思っています。日野駅前通り共栄会さんを中心に、日野駅再生イベント実行委員会ということで、主催していただくと。当然、日野町も入らせていただいてやるわけでございますけれども、あと、協力として、観光協会とか商工会、それから日野高校、それから必佐小学校と、できるだけ多くの方にかかわっていただくような形で、特にそういうことで実行委員会の方で中心に進めていただいております。

内容的には、おもしろいといえますとあれですけども、話題として、日野駅の歌というのをちょっとつくっていただいた方がおられるようなので、それも披露いただけるようでございますし、あと、日野高校生の美術部が旧の藤沢薬局さんですね、あっこのガレージのところにちょっとアートをしていただけるとか、また、皆さんご存じのとおり、なないろの方では高校生のカフェ、これ1日していただけますし、いろいろとこの実行委員会の中で、1年ということで盛り上げようということで考えていただいておりますので、当然、町の方からもいろいろな形で広報させていただきますけども、皆さん、どうぞよろしくお願いしたいというふうに思います。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5番（谷 成隆君）** 今言っていただきまして、費用はこれ以上発生しないということで安心しました。その点、またよろしくお聞きしたいと思います。

それでまた、今、駅のイベントのことで申されまして、シャッターのところに絵

を描いていただくというのは、藤沢さんと違いまして、寿屋の旧店舗と言うておられました。それと、ブルーメの丘のシャトルバスも何かちょっと無理を頼みたいわ言うてはったけど、その点はどうであったのか、うまいこと連絡がついたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 商工観光課長。

**商工観光課長（福本修一君）** 現在、ブルーメの丘が、公共交通機関を利用してお越しいただくお客様の利便性を確保するということで、休日に限って日野駅からブルーメの丘までのシャトルを白ナンバーでの運行をされておられるところです。今回のイベント、日野駅の1周年のイベントに際しまして、それを何とか利用できないかという、実行委員会からもない書きを頂戴していますので、陸運局の方にもご相談を今させていただいているところです。

いろんな可能性、どういう方法があるのかということもありますし、何せ白ナンバーでございますので、ブルーメの丘さんが自己のために運行されている部分について、それを途中でお客さんを乗降させるということはなかなか厳しいのかなという中で、どういう方法があるのかというところは研究しながら、陸運局の方にもちょっと問い合わせを今現在しているところです。なかなか樂觀することはできませんけども、ただ、いろんな公もかかわる中でのイベントということで、やはりその辺のコンプライアンスにつきましても確認をしっかりとった上での対応をお願いしていかなあかなというふうには思っておるところでございます。

近々その回答も出てくるのかなと思っておりますので、いい形でなっていくことを期待したいなと思っておりますけども、何ともちょっと状況が読めないなというふうに思っております。いい形での、よかったなと思っただけのイベントになるように、町の方も頑張っていきたいなというふうに思っております。

**議長（杉浦和人君）** 谷 成隆君。

**5 番（谷 成隆君）** 日野駅とブルーメの丘を結ぶシャトルバスということで、まちかど感応館に1回立ち寄ってもらっただけ、止まるだけのことだと思うんですけども、なかなかそれが無理かも分かりませんが、いろいろとまたご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

**議長（杉浦和人君）** ここで暫時休憩いたします。再開は3時50分から再開いたします。

－休憩 15時40分－

－再開 15時51分－

**議長（杉浦和人君）** それでは再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を許可いたします。

13番、對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、平和憲法問題と、また、日野菜の生産振興について、2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、平和憲法問題でございます。

安倍首相は昨年5月3日、憲法記念日に改憲団体へのメッセージで、戦争の放棄を定めた憲法9条1項、戦争と武力行使の放棄、2項、戦力不保持、交戦権の否認を残しつつ自衛隊を明文で書き込む、2020年を新しい憲法が施行される年にと、あからさまに明らかにしたわけであります。それ以降、改憲への策動が急速に強まっております。

今年、この9月20日に実施されます自民党総裁選挙におきまして、安倍首相は、憲法9条に自衛隊を明記する改憲案の国会提出について党総裁として一定の目標を掲げなければいけない、秋の臨時国会を目指して議論を進めてもらいたいと、提出時期の踏み込んだ表明をしたわけであります。

首相は、自衛隊の存在を書き込むだけで何も変わらないと言っておりますけれども、これには大きな問題が潜んでいるのであります。何も変わらないのならば、憲法を変える必要はないことは明らかなことであります。法律の原則では、後からつくった法律は前の法律に優先すると言われております。仮に憲法9条2項、戦力の不保持、交戦権の否認を残したとしても、自衛隊の保持という項目をつけ足すことにより、こちらが優先して実際の2項が死文になってしまうわけであります。憲法9条の命はこの2項にこそあるわけであります。この項があるがために、戦後、自衛隊は1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出してきておりません。

安倍首相が9条に書き込もうとしている自衛隊は、災害救助などで頑張っている自衛隊などではないわけであります。必要な自衛の措置をとるための実力組織である自衛隊を保持すると書き込むものであり、自衛の名のもとに個別的自衛権だけでなく集団的自衛権の行使も認め、海外で無制限に戦争できる軍隊を持つものであります。安倍政権が今から3年前の2015年9月に強行いたしました安保法制、戦争法での集団的自衛権の一定の制約も受けず、逆に無制限の海外での戦争、武力行使が可能となる、これが9条改憲の正体であると私は思っているわけであります。

安倍首相は北朝鮮の脅威問題などを持ち出して、改憲や軍事拡大をあおってきました。しかし、南北、米朝の首脳会談など朝鮮半島に平和と非核化の流れが生まれているときに9条改憲にしがみつく姿勢は、まさに時代に逆行する異常な政治と言わなければならないと思うわけであります。森友・加計問題など安倍政権の国政の私物化、残業代ゼロ法の強行や沖縄辺野古新基地建設などの強権政治に私たち国民の怒りと戦いは大きく広がってきております。

それらと並行して安倍首相が進める改憲を阻止するため、戦後かつてなかった規模の全国的運動が広がってきております。昨年9月には、立場の違いを超えて幅広

い人たちが「安倍 9 条改憲 NO！全国市民アクション」を立ち上げ、3,000 万人を目標に一大署名運動を呼びかけ、全国の草の根に広がってきております。この日野町におきましても今年 6 月に、町内各地から、各界、老若男女を問わず様々な呼びかけ人 140 人に及ぶ「9 条改憲 NO！憲法を暮らしに生かす日野町民の輪」が発足したわけであります。署名数 5,000 名を目標に賛同者をさらに広げていこうと奮闘されているわけであります。

今から 71 年前の 1947 年 5 月 3 日、日本国憲法施行に際して、政府憲法普及会は全国の町内会、家庭に「新しい憲法 明るい生活」という憲法の普及冊子が配布されたわけであります。これは今、私、復刻版を持ってきたわけでありすけれども、この中で芦田均さん、つまり憲法普及会の会長芦田均、翌年には内閣総理大臣になられた方でありすけれども、この方の発行の言葉で次のように述べられておりました。「まことに新憲法は、日本人の進むべき大道を指し示したものであつて、我々の日常精神の指針であり、日本国民の理想と抱負とを織り込んだ立派な法典である。実行が伴わない憲法は死んだ文書に過ぎない。新憲法が大胆率直に「我々はもう戦争はしない」と宣言したことは、人類の高い理想を言いあらわしたものであつて、平和世界の建設こそ日本が再生する唯一の道である」というように、新生日本の強い決意が込められたものであり、今なお、脈々と生き続けているものであるわけでありす。

それがため、今、国民は安倍首相の改憲を望んではおりません。世論調査を見ても、自民党の改憲案を次の国会に提出するということに反対が 49 パーセント、賛成が 36.7 パーセントと、反対が多数となっているのであります。これは共同通信 8 月の調査でありました。あのアジア太平洋戦争の敗戦から 73 年、その反省の上に立って、戦争放棄、戦力と交戦権を否定した平和憲法を根底から覆すことは絶対に認められないわけでありす。改めて、憲法の改憲を許さず、その策動を葬り去る決意を私は述べるものであります。

そこで、町当局の平和憲法と改憲についての認識と、町の果たす役割について伺うものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

**議長（杉浦和人君）** 13 番、對中芳喜君の質問に対する町長の答弁を求めます。町長。

**町長（藤澤直広君）** 平和憲法問題について、ご質問をいただきました。

今、ご指摘がありましたように、安倍首相が秋の臨時国会に憲法改正案を提出する考えを示しているとの報道があることは承知をいたしております。この改正案には憲法 9 条 3 項を新設し、自衛隊を明記することが含まれていると言われております。戦後 70 年以上にわたり日本が海外で戦争行為に至らなかったのは、憲法 9 条のおかげであると、二度と日本が戦争をする国になってはならないという国民の大きな世論と運動があったものだと、このように思っております。

これまでどおり、町といたしましては、憲法全てを、国民の、住民の生活に生かす、そういう立場で行政執行に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当然のことではありますが、公務員は首長、衆議院議員をはじめとして、公務員については憲法を遵守する義務があるということが規定をされておりまして、厳しくそれは守らなければならないものと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** これにつきまして、私、あえてもう質問はしませんが、今、町長自身が述べられました、憲法9条の大切さ、重要性が述べられたわけがありますし、同時に、憲法を国民の生活に生かしていくという、憲法を生かす、そういう行政も目指していくという、そういう基本的なスタンスを発表されたことは私は大いに評価するものであります。

先ほど言われました憲法99条の、国会議員とか公務員がこの憲法を尊重し擁護する、そういった義務があるということが、憲法を守るというその観点が99条に書かれておりますけれども、この町長自らがそういう意志表明をするということ自体は、滋賀県下の中でも誇れる首長であるということを私は言えると思うわけであります。ぜひ、改憲の策動を許さない、また、憲法を生かしていく、そういった社会、まちづくりをするために、私たちも頑張っていきますけれども、各分野で各々ともに頑張っていく、そのことを最後に述べまして、この点での質問は終わらせていただきたいと思います。

続きまして、日野菜の生産振興についてであります。

J A加工施設の老朽化と環境衛生面の改善を図るために、待望のJ Aグリーン近江日野菜農産物加工施設がこの春、原産地の鎌掛地区に完成し、現在、業務がスタートしております。国の補助制度の活用と町の財政も含めた支援により、事業主体であるJ A農協を動かし、農産物加工施設完成となったことは、改めて町当局の尽力に感謝申し上げる次第でございます。

その施設建設の大きな目的は、1つには、日野菜の発祥地である日野の特産物を名実ともに普及することにあります。2つは、歴史と伝統の野菜を継承していくことであります。3つには、地域の活性化につながっていくという問題であります。4つには、雇用拡大にあるわけであります。

この間、地元、鎌掛地区におきましては、加工施設の積極的な運営への役割や生産そのものの拡大を図るために、長野日野菜団地振興会を組織化して、日野菜栽培に適している長野地先の休耕の畑の整地、整備を行ってきたわけであります。また、水の確保を行うために、町の財政支援も受けながら給水ポンプ場を設置してきたわけでもあります。さらには、生産者を増やすために、一昨年から日野菜ひとうね運動に取り組み、初心者生産者も増えつつあるわけであります。また、生産拡大に

取り組んでいるものの、露地栽培が中心であることから、予期せぬ雨とか風により生産中の日野菜の畝ごと流出する被害が年々拡大していることも1つの悩みでもあるわけであります。

そこで、次の点について伺うものであります。

1つには、とりわけ日野菜の生産拡大が急務の課題と言われております。生産面積でいえば、10ヘクタールにしていくと言われてしているわけであります。現在の倍近くから以上に拡大していかなければならない目標となっております。採算性や手間暇がかかることから、機械的に伸びる可能性は弱いように思えるものであるわけです。現状はどうであり、どのように認識されておられるのか、また、どのように打開しようとしているのか、その点について、1つは伺うものであります。

2つには、日野菜生産の効率化を図るという問題であります。この日野菜につきましては、特に収穫作業に相当手間がかかる、そういった産物でもあるわけであります。泥の洗い、また、ひげ取り、そういったことがあるわけでありますけれども、この労力負担の軽減、これにつきましては質問をこの間させてもらいましたけれども、検討していこうという、そういった答弁はいただいておりますけれども、この検討が今現時点でどこまで検討されているのか、ぜひその点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、3つ目についてでありますけれども、日野菜の生産や加工、さらに、価格、伝統野菜の普及、こういった問題点を共有することが特に必要だと思います。関係者だけではなくて、日野町全体で取り組んでいこうという、そういった意味から見ていくと、やはり連絡協議会などのそういった組織化が必要ではないかなと思います。ちょうど2年ほど前に、この日野菜の振興をするための振興会議が、加工施設建設をめぐる幅広い層で行われたわけであります。それが建設されて以降はまた別の形で変わってつくられているような話も聞いておりますけれども、やはり幅広く、問題点をともに共有する、そういうことが特に必要ではないかなということを考えております。その点についてのお考えはどうか、ぜひよろしくお願い申し上げます。

**議長（杉浦和人君）** 町長。

**町長（藤澤直広君）** 日野菜の生産振興について、ご質問をいただきました。

J Aグリーン近江の日野菜農産物加工施設は、国の補助制度を活用して整備をされました。J Aではこの施設整備にあたって、平成31年度には日野菜の生産面積10ヘクタール、日野菜漬け袋数10万袋を計画されております。現在、それに向けて努力をされております。ただ、ここ近年の日野菜の生産面積は伸び悩んでおり、生産面積の拡大はなかなか簡単ではないと思われます。

J Aでは、この現状から少しでも目標に近づけるため、毎月、日野菜の面積拡大

に向けた会議を開催されており、この場に生産者、県、町が加わり、関係者が一体となって生産拡大の方策を検討しております。まず当面の拡大目標を7ヘクタールに設定し、生産者への面積拡大の働きかけや新規生産者の確保によって、徐々にではありますが、面積拡大の成果もあらわれております。引き続き面積拡大に向けた協議に町も参加し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日野菜栽培の労力軽減についてでございますが、JAが主催する面積拡大に向けた会議において検討を重ねております。播種作業については、畝立てと播種と施肥が同時にできる作業機械の使用による労力軽減や、また、最も手間のかかる収穫作業については、出荷単価は下がるものの、収穫後の泥洗いのみで、ひげ根状態のまま出荷を試験的に導入するなど、労力の負担軽減の検討も重ねています。

以前、JAの新たな日野菜加工施設が整備される検討段階にあったときには、生産者や地域JAなど日野菜加工関係者が集まり、一層の日野菜振興を図るための意見交換や検討協議などを行う日野菜振興会議を不定期で開催しておりました。今、提案がありました連絡協議会等の組織については、この日野菜振興会議の開催に当たるものと考えており、新たな組織化ではなく、現在、JAが新しい加工施設の整備に際し、生産面積10ヘクタール、日野菜漬け袋数10万袋を計画されており、それに向けた関係者会議の開催などを主体的に進めておられまして、町としても支援をしていきたいと考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** それでは、日野菜につきまして、何点か聞かせていただきたいと思ひます。

最初に、1つめの生産そのものの拡大の部分であります。現在、畑地なんかも含めて生産が大体4ヘクタール、5まで行っていない、4ヘクタールちょっとだと思います。それを早く7ヘクタールから10ヘクタールに上げていかなければならんということで、相当努力が必要だと考えております。

ちょうど、日野町の鎌掛で先日、8月の末に行政懇談会が行われました。その中でこの生産拡大をどのようにしていくかという話で、農業組合の方から、できれば畑地だけでなく、水田のところで二毛作というのか、稲をとって日野菜、日野菜をとって稲、春と秋を交互にうまく活用すればできるのではないかという、そういった提案もあったわけでありまして。これは農林課長も当然そこに来ていただいて、話をしてもらいましたけれども、そのお考え、それについてどうなのかということにつきましての検討なんかも今後やっぱりしていく必要があるのかなということも考えます。

そういった意味でぜひ、お考えがありましたら聞かせていただきたいと思ひます。当然、水田を日野菜に次、切りかえていけば、その奨励金もある、水田の再生か

何かそういうところで奨励がされると思います。そういった意味からもぜひご検討をお願いしたいと思いますが、その点についてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

2 つにつきましては、収穫作業の軽減の関係で先ほど町長が述べられまして、最も手間のかかる収穫作業についても、出荷単価は下がるものの、収穫後の泥洗いのみで、ひげ根の状態のまま出荷を試験的に導入するなど、面積拡大にあわせて労力の負担軽減の検討も重ねていますという、これもう少し分かりやすく説明をお願いしたいなと、このように思います。

それから、3 つ目でありますけれども、先ほど言いましたとおり、今回のこの日野菜というのは今後もう中心は、事業主体は J A の農協さんであります。この農協さんだけの施設ではない、つまり、私たちの願いがかなった町全体の施設でもあるという、そういう観点から見ていくと、この生産・加工の問題点、さらに、販売の問題とか価格の問題、伝統野菜をどのように広めていくかという幅広い農産物加工施設の問題点があるわけです。

これを単に、今、県とか町とそれから農協なんかで、3 者か 4 者だけで集まるのでは、それだけで共有するよりももう少し、この加工施設を建設するにあたって取り組んだ 11 団体ほどがあったわけでありまして、そういった形に幅広くしていくことに、やはり農協さんにそうやないかということを経験して言うことをしなければ、何かちょっと心配な部分がありますけれども、そういった意味から見て、連絡協議会なんかはできないかという意味のことを言ったわけでありまして。幅広くできることに対して、再度、お考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います、このように思います。

**議長（杉浦和人君）** 農林課長。

**農林課長（寺嶋孝平君）** 對中議員より再質問を 3 点いただきました。

1 点目でございます。生産拡大についての考え方等でございます。

先ほど、今、4 ヘクタールの生産というようなことのご発言をいただいたところでございますが、計画段階では 5 ヘクタールございまして、今、拡大、J A さんを中心に生産者に向けて声かけをしていただいて、今現在では 6 ヘクタールまでの面積拡大をしていただいておりますという状況でございます。

それとあわせまして、水田二毛作についてどうかという部分で、稲、そして日野菜、そして稲というような部分で、田んぼを使って土地の作付の面積を広げていくというようなことにつきましては、生産面積を拡大していくというような部分で非常に有効な手だてではあるというふうに考えておりますし、来年度以降に向けましても、有効な手だてであるということでございます。そういうような思いも持っておりますので、今後の関係者の会議の中でそういう部分も提案していき、検討、協

議、議論をしていきたいなというふうに考えます。

2つ目でございます。収穫の際の作業の軽減ということでございます。

ひげ根の出荷ということで、加工場の方につきましては、今回、試験的にということでございますが、収穫をして、泥洗いはするけど、ひげ根のままで1回出荷してくださいよというようなことで、試験的導入というようなことでの括弧書きはあるんですけども、どういう具合になるかなということをモデル的にやっていこうということで、今、お取り組みを始めていただいています。

それとあわせまして、旧の加工場でございますが、日野菜の洗浄をする場というような専用の場で取り扱いをするということで、洗浄機の導入をして、洗い場専用で取り組みをしたいというようなこともあわせてJAの方では、これもあわせて試験的でございますけども、取り組みを進めていただいております。日野菜の洗浄については、使用料、使う水代は払ってねというようなことでございますが、新たな取り組みということで、負担軽減に向けて取り組みをいただいているというようなことでございます。

そして、幅広い問題点もあるので、多くの方の参集によって議論を重ねていく方がいいのではないかというようなことでございます。先ほどご発言いただきました、平成27年度、そのときにおきましても広く関係者お集まりをいただきまして、日野菜の振興に向けて議論していただいているところでございますし、この会議、当時の日野菜振興会議につきましては、まだ解散というようなことの位置づけにはなっていないので、この開催に向けましても、今現在、県とJAと町の方で関係者が面積拡大、振興に向けての協議を進めておりますので、その中でも関係者集まっての幅広い意見を求めるということも踏まえまして、開催に向けてというような形で、一度提案をしてみたいなというふうにも考えております。

**議長（杉浦和人君）** 對中芳喜君。

**13番（對中芳喜君）** ありがとうございます。もうこれで質問はさせていただきますけれども、ぜひ、今いろいろ日野菜の振興につきましては進行中であります。もうこれで、ここでもう決定だということはありません。さらに広げていく、広がっていく、そういう可能性があるという、そういった意味のことで今後検討していく内容も大分いろいろご検討もしていこうという方向も出されましたので、ぜひ、こちら人も人ごとでなくて、自らのものとして位置づけて考えていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

**議長（杉浦和人君）** 以上で、通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終わります。

委員会審査および調査につきましては、18日午前9時から予算特別委員会、午後

2時から総務常任委員会、19日午前9時から産業建設常任委員会、午後2時から厚生常任委員会、20日午前9時から人口減少対策特別委員会、午後2時から地域経済対策特別委員会をそれぞれ開き、委員会での審査および調査をお願いいたします。各委員会の招集につきましては、委員長の通知を省略いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

9月27日には本会議を開き、委員長報告を求めますので、定刻ご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

一同起立、礼。

－ 起 立 ・ 礼 －

**議長（杉浦和人君）** ご苦労さまでございました。

－ 散会 16時21分 －